

人間的観点からの家政学・家庭科の分析

——国定教科書時代における裁縫教科書について——

藤本 やす* 宮崎 照子* 宇高 京子*

An Analysis of Domestic Science and Homemaking
Viewed from Humanity

—A study of the Sewing Textbooks Compiled by the State—

Yasu FUJIMOTO, Teruko MIYAZAKI, Kyoko UDAKA

目 次

I はじめに	32
II 裁縫の国定教科書発行に至るまで	32
III 国定教授書・裁縫教科書の内容について	35
IV おわりに	39
注 (引用文献)	40
参考資料	40

* 東京家政大学生生活科学研究所所員

I はじめに

本研究は「家政学の中心に人間そのものが、実在しうる家政学のあり方について、新しい方向を模索するとともに、そのような家政学を実証的に構築する。」ことを究極の目的として、着手されたものである¹⁾。これは生活科学研究所の研究方向を指意しているものであり、生活科学研究所研究報告第1集において、戦前の国定家事教科書について考察が行なわれた。

第2集においては、第1集に示された時代区分に属する国定期裁縫教科書について分析を行なうことになっている。安易な考えからこのように指定したわけではないが、家政学・家庭科の成立の内容に深い関係要素をもっている家事・裁縫の中、家事について分析が行なわれたので引きつづき裁縫について考察を行なうこととした。

小学校の教科書は明治19年に検定制となり、明治36年には国定制が始まっていたのであるが、芸能科裁縫においては教科書は用いられていなかったのである。これは児童に教科書を使用させないように制定されていたからである。教師用として文部省の著作権を持つ裁縫教授書が発行されたのは、大正5年である。次に昭和7年裁縫新教授書が発行されたのである。その間に度量衡法改正の成立を見、尺貫法からメートル法へと移行、又、大正12年天災ともいべき大震災の惨事の後を受けて、裁縫教育と密接な関係を持つ寸法の訂正及び日常衣生活への推移を若干ではあるが教授内容の中に見ることが出来る。

児童用国定裁縫教科書は、社会の機能として自然的、無意図的に一般の人々の生活の上に立脚した人間的要求の実現を志向するものではなく、政治目的への奉仕が賦与させられる傾向を如実に物語るように、昭和17年から18年にかけて初めて発行されたのである。この児童用国定裁縫教科書の成立に至るまでを、学制による推移と国定裁縫教授書・国定裁縫教科書の内容に

ついて考察し述べることにする。

II 裁縫の国定教科書発行に至るまで

明治5年の学制発布以降、教科目として裁縫が加えられるようになったのは、明治14年5月4日(文部省布達第12号)に公布された小学校教則綱領の第1章第1条に小学校を初等・中等・高等の3等に区分され、第6条に小学校の学期は初等科及び中等科を各3箇年、高等科を2箇年とし、通して8箇年であると修業年限を規定している。第3条においては小学中等科の教科目が規定されている。裁縫についてはこの条の終りに「……殊ニ女子ノ為ニハ裁縫等ヲ設クルモノトス。」²⁾とあり、第4条においては小学高等科の教科目が規定されている。裁縫については、「小学中等科ノ修身、読書、習字、算術、地理、図画、博物ノ初歩及び唱歌、体操、裁縫等ノ続ニ化学、生理、幾何、経済ノ初歩ヲ加ヘ殊ニ女子ノ為ニハ経済等ニ換ヘ家事経済ノ大意ヲ加フルモノトス。」³⁾と規定されている。裁縫の内容規定についてみると、第23条 裁縫及び家事経済の前半に「裁縫ハ中等科ヨリ高等科ニ通シテ之ヲ課シ運針法ヨリ始メ、漸次通常ノ衣服ノ裁方、縫方ヲ授クヘク。」⁴⁾とあり、後半に「家事経済ハ高等科ニ至テ之ヲ課シ衣服、洗濯、住居、什器、食物、割烹、理髪、出納等一家ノ経済ニ関スル事項ヲ授クヘシ、凡、裁縫、家事経済ヲ授クルニハ、民間日用ニ応センコトヲ要ス。」⁵⁾と規定されている。又、第27条に小学科の区分、学期、授業の日及び時、各学科程度に基いた課程を授ける一例を表によって示されているものによると、裁縫は、小学中等科第4年、第5年、第6年共に前期、後期とあり、それぞれ毎週3時間づつを配当され、教授内容は第4年前期に運針法、後期には単物の類、第5年前期は前の期の続き、後期には袷、綿入の類、第6年前期、後期共に前の期の続きをするように課している。⁶⁾又、小学高等科も小学中等科と同様に前期・後期通して毎週3時間づつ配当され、第7年の前期には絹布袷及綿入の類、

第7年後期、第8年前期は前の期の続きを、第8年後期には、羽織、帯、袴の類が課せられている。⁷⁾ 表の欄外に●印のある付記には次のように記されている。「裁縫ハ女兒ニ限り之ヲ課ス。其時間ハ中等科ニ於テハ習字、作文及図画、毎週教授時間ヨリ各1時ヲ取テ之ニ充テ、高等科ニ於テハ習字ノ毎週時間ヨリ1時、経済ノ毎週時間ヨリ2時ヲ取テ之ニ充ツ。」⁸⁾ とあり、女兒への裁縫に対する時間は他教科の時間数を削減して充当している点において、全体の時間数をそれぞれ充当したままでは女兒への負担時間数が多くなることは必然的であり、かつ止むを得ない処置と考えられる。ここに性差にもとづいた教科目による影響は現在に至るまで連綿と受けつがれているのである。

古来から日常生活における衣の分野の分担は女性としての宿命であった。すなわち家庭においては衣服の選択着装、製作等を親から子へ、子から孫へと女性によって教えられ、受けつがれていくことにより、地域社会の慣習を守り育ててきている。又、この生産、消費に対する労働も、伝統的の衣服の伝承についての判断も、世界の何れの国においても女性の実行力によることが明らかである。

明治19年5月25日の文部省令第8号 第1条に勅令14号（明治19年4月10日発布）に基いて尋常小学校の修業年限を4箇年とし、高等小学校の修業年限を4箇年と定められた。その第3条に「高等小学校ノ学科ハ修身、読書、作文、習字、算術、地理、歴史、理科、図画、唱歌、体操、裁縫（女兒）トス……。」⁹⁾ と規定されている。その第9条に毎週の授業時間を、凡、高等小学校の裁縫は2時乃至6時¹⁰⁾ と規定されている。明治19年4月10日の勅令第14号 小学校令 第3条に「児童6年ヨリ14年ニ至ル8箇年ヲ以テ学齡トシ父母後見人等ハ学齡児童ヲシテ普通教育ヲ得セシムルノ義務アルモノトス。」¹¹⁾ と義務教育制度が敷かれたのである。

明治23年10月7日の勅令第215号 小学校令に小学校の教育方針と種類とが規定されている。

第1条に「小学校ハ児童身体ノ発達ニ留意シテ道德教育及国民教育ノ基礎並其生活ニ必須ナル普通ノ技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス。」¹²⁾ と規定され第8条に尋常小学校の修業年限は3箇年又は4箇年とし、高等小学校の修業年限は2箇年、3箇年又は4箇年と規定され、又、第2条の終りに徒弟学校及び実業補習学校も亦小学校の種類として含まれることが規定されている。又、第9条には専修科補習科徒弟学校及び実業補習学校の教科目及び修業年限は文部大臣が定める旨規定されている。第20条に「児童満6歳ヨリ満14歳ニ至ル8箇年ヲ以テ学齡トス。学齡児童ヲ保護スヘキ者ハ其学齡児童ヲシテ尋常小学校ノ教科ヲ卒ラサル間ハ就学セシムルノ義務アルモノトス……。」¹³⁾ と、義務教育の方針が確立されたのである。明治5年の学制発布から必ず就学しなければならない最低年限はあったが、厳格には義務教育を実施する制度が確立されてはいなかった。明治23年の小学校令において、義務教育に関する条文を先に記した通り明確に掲げ、尋常小学科4年をもって義務教育の年限を確定したのである。又、尋常小学校の教科目を規定している第3条の終りに「……女兒ノ為ニハ裁縫ヲ加フルコトヲ得。」¹⁴⁾ とあり、高等小学校の教科目を規定している第4条に「……女兒ノ為ニハ裁縫ヲ加フルモノトス……。」¹⁵⁾ と裁縫の教科目が規定されている。教科用図書に関して、第16条に「小学校ノ教科用図書ハ文部大臣ノ検定シタルモノニ就キ小学校図書審査委員ニ於テ審査シ、府県知事ノ許可ヲ受ケタルモノニ限ルヘシ……審査委員及審査ニ関スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム。」¹⁶⁾ と規定され、教科用図書の検定制が行なわれることになった。明治24年4月8日の文部省令第2号 小学校設備準則の第5条の中に「……裁縫ノ科目ヲ設クル小学校ハ男女ヲ區別シテ教授セサル場合ニ於テハ該科目ノ為ノ成ルヘク特別ノ教室ヲ其校舍ニ備フルヲ要ス……。」¹⁷⁾ と規定され、裁縫が可能な特別教室を設置するように指適している。又、第11条に専ら教授の用に充当する器具として高等小学校に

において、他の教科の用具と共に裁縫用具を備えるべきことが条文に規定されている。

明治24年11月17日の文部省令第11号 小学校教則大綱 第1条に小学校令第1条の教育方針の旨趣を遵守して児童を教育するようにと前置きをして徳性の涵養が教育上必然的なものであり、最もこれに意を用うべきことを合わせて何れの教科目においても道德教育・国民教育に対する教授に留意すべきことを要望し、この終りに「……知識技能ハ確實ニシテ実用ニ適センコトヲ要ス、故ニ常ニ生活ニ必須ナル事項ヲ選ヒテ之ヲ教授シ反復練習シテ応用自在ナラシメシムコトヲ努ムヘシ……。」¹⁸⁾と規定し、日常生活と学校教育との密接な関連づけを期待し、要望している意図を推測することができる。第2条に修身課目を通して教授するに当たり、特に女兒の教育について「……女兒ニ在リテハ殊ニ貞淑ノ美德ハ養フコトニ注意スヘシ。」¹⁹⁾と規定され、女兒教育の教授旨趣が示され、女性の生き方への方向づけが取り上げられ、男女の性別に対する教育思想の裏付けがなされている。

明治33年8月20日の勅令第334号 小学校令が改正發布されたが教育の旨趣及び裁縫の教科目について、第19条、第20条に、尋常小学校、高等小学校共に明治23年に發布されたものと内容は全く同じである。明治33年8月21日の文部省令第14号 小学校施行規則、第3条の国語の教科内容の規定の後半に女兒の学級に用いる読本には家事上のことを特に交えるように規定されていることと、第31条の学級編制の中に同一学年の女兒の数が1学級編制可能の時は男女により学級を分けるように規定されている。この当時の女兒の就学率の増加は、男女の性別はともかくとして増加していた傾向にあったことが推測される。義務教育化により女子の就学率の向上への効果もあらわれて来たことが推測できる。

明治36年4月29日の文部省令第22号 小学校令施行規則中改正 第53条 教科用図書の規定の但し書きに「……裁縫、手工、……ニ関シテハ児童ニ使用セシムヘキ図書ヲ採定スルコトヲ

得ス……。」²⁰⁾と規定されている。これから推定すると芸能に属する教科目は教科用図書を用いずに教授指導に当たっていたことに気付く、教育されている児童は教科用図書を用いることがなく専ら教具の掛図や実物標本によって見る、聞く、実習を行なうことと、筆記によったものと思われる。

明治40年3月21日の勅令 第52号 小学校令中改正第18条に「尋常小学校、修学年限ハ6箇年トス高等小学校ノ修業年限ハ2箇年トス但シ延長シテ3箇年ト為スコトヲ得。」²¹⁾と規定された。第19条の尋常小学校の教科目の後半に、女兒の為には裁縫を加すと今までと同様に規定されている。

女子の裁縫教育について明治14年小学校教則綱領發布以来、殊に女子（女兒）の為に裁縫の教科目が増えられていた。これについて、明治26年7月22日の文部省訓令第8号 女子教育に関する件として、次のように訓令が出されている。「普通教育ノ必要ハ男女ニ於テ差別アルコトナク且女子ノ教育ハ将来家庭教育ニ至大ノ関係ヲ有スルモノナリ。現在学齡児童百人中修学者ハ50人強ニシテ、其ノ中女子ハ僅ニ15人強ニ過キス。今不就学女子ノ父兄ヲ勸誘シテ就学セシムルコトヲ怠ラサルヘキト同時ニ女子ノ為ニ其教科ヲ益々実用ニ近切ナラシメサルヘカラス。裁縫ハ女子ノ生活ニ於テ最モ必要ナルモノナリ。故ニ地方ノ情況ニ依リ成ルヘク小学校ノ教科目ニ裁縫ヲ加フルヲ要ス。

裁縫ノ教員正當ノ資アル者ヲ得難キノ場合ニ於テ一時雇員ヲ以テ之ニ充ツルモ妨ナシト雖、其人ノ性行ニ関シテ採用ノ際際ク注意を加ヘシムコトヲ要ス。」²²⁾と訓令が出されている。明治19年に義務制が敷かれ、明治23年義務教育制度が確立して以来、3年後にこの訓令を見たのは、一朝一夕にして就学適齡期の児童が、地域的な条件を含めて就学可能な状況とはなっていなかったのであろう。殊に女子の場合は私塾へ通うことさえ、社会思想の背景から考えても少なかつた事と思われる。しかし、義務教育の確定公布

以来10年後には、女兒だけの学級編制も可能になって来た様子を、今まで記した中で把握できると思う。又、小学校の教員は小学校教員免許状を有する者である。小学校教員免許状を得るには検定に合格することが必要であると、明治23年発布の小学校令 第54条、第55条に規定されている。明治33年発布の小学校令施行規則 第39条に小学校の教科を教授する者を本科正教員とし、その教科目の中図画、唱歌、体操、裁縫、英語、農業、又、手工の科科目、若しくは教科目を限って教授する者を専科正教員であることを規定し、第98条に教員の検定について詳細に規定している。第109条に小学校准教員の試験科目及び其程度について規定されているが、裁縫は女子に限るとしている。試験科目の程度は通常の衣類の裁ち方、縫い方、繕い方を規定²³⁾している。

大正8年3月29日の文部省令第6号に小学校施行規則中に改正が行なわれたが、裁縫に関しては変化が見られない。又、大正15年4月22日公布の小学校令の改正については第20条に関係教科目が規定されているが、これは生活科学研究所研究報告第1集33頁に記載されているので参照されたい。裁縫教科の内容については、依然として同じように記載され変化が見られない。

昭和2年12月29日文部省令第32号により小学校令施行規則の改正が行なわれ、第4号表中算術、日本歴史、唱歌、体操、裁縫の欄を改むとあるが裁縫に関しては、第4学年2時間、第5・6学年は3時間づつ、教科内容については変化がなく、運針法、通常の衣類の縫い方、裁ち方、繕い方等の代表的用語を以って規定している。昭和16年3月1日勅令第148号の小学令改正により、国民学校令が公布された。その第4条の半ばに初等科の女兒に付ては裁縫の科目を、高等科の女兒に付ては家事及び裁縫の科目を加うと規定され、芸能科の規定が第13条に規定されている。この規定については前記と同様に生活科学研究所研究報告第1集の33・34頁に記載されているので参照されたい。

以上明治14年以降、昭和16年の60余年の間に社会情勢は刻々と変化していたにもかかわらず、特に女兒の為に裁縫を加すとあり、その教育内容は、運針法より始まり漸次通常の衣服の裁ち方、縫い方、繕い方と一貫して規定されている。なお民間の日用に応ずるようにとあり、日常生活に密接した教授内容を求め、特に教授内容について詳細に示されていないのは、その採択が教授者にゆだねられていたのである。検定教科書から明治36年に国定教科書へと移行し、文部省発行の教科書を使用することとなるが、裁縫に関しての児童用国定裁縫教科書が発行されたのは実に昭和17年に至って、初等科裁縫上、中、下の3冊であった。これ以前は国定教科書としては本来、明治36年小学校令施行規則改正 第53条に裁縫の教科書は児童に使用せしめないことに規定しているから、文部省においては裁縫教科書を編纂しなかったのである。しかし、裁縫教授をどのようにしたらよいかを内容・指導法に対する具体的な指示の必要性にせまられて、裁縫教授要目を示す代りに、裁縫科教師用として初めて大正5年に裁縫教授書が編纂発行されたのである。

Ⅲ 国定裁縫教授書・裁縫教科書の内容について

生活科学研究所研究報告第1集31頁に示された国定教科書刊行の時代区分にしたがって国定裁縫教授書について述べることにする。

国定Ⅰ期教科書時代（大正3年～昭和7年）に該当する大正5年1月1日発行の尋常小学裁縫教授書〔資料Ⅰ—1・2〕の教授書編纂の趣旨ともいふべき凡例には次のように明示している。

1. 本書は、尋常小学校裁縫科教師用教科書として編纂したるものなり。
2. 本書は、第一篇を第3学年、第二篇を第4学年、第三篇を第5学年、第四篇を第6学年の児童に課する予定を以て、編纂したるものな

り、但し土地の状況により又は児童の発達の程度に応じて適宜斟酌する所あるべし。

3. 本書は、裁縫の素養をつくるを主としたり、されば教材はつとめて實際生活に必要なものを選び、又仕立方もなるべく簡易なるものを採り、且材料を少くして練習を十分ならしめんことを期せり。

4. 裁縫科の教授に於ては、節約利用の方法を会得せしむること肝要なるを以て、本書に於ては教材の選択上、特にこの点に意を用いたり。

5. 教材の排列に就きては、児童心身の発達殊に手指の熟練の程度に従ふと共に、又つとめて他学科との連絡を保たしめんことを期せり。

6. 教材は土地の状況によりて適宜に斟酌する所あるべし。

7. 寸法は鯨尺を標準としたれども、従来曲尺を用ひ来れる地方にありては、殊更に鯨尺に抛ることを要せず、又積り方における計算は、寸を以て表はすこと多きにより、本書に於ては寸を単位とせり。

8. 教材の各名称に当てたる漢字は、児童の読書力の程度に応じて、或は之に仮名を付し、或は全く仮名を書き改めて授くるも可なり。

9. 各教材につき教授法の大要を示したれども、強ひて之に拘泥するを要せざること勿論なり。

10. 本書の備考に記したる事項は、単に教師の参考とするに止むべく、其のままを児童に授くべからず。²⁴⁾

以上の10項目から成り立っている。この教授書に用いられている寸法は、凡例7の項に示されているように鯨尺の寸を単位として用いられている。これは「度量衡法中改正法律」を成立させた大正14年以前の発行のものであったからである。度量衡条件が定められた明治8年にメートル法が世界的に普及の方向に発展し、我が国においても産業界への浸透は大きく、明治23年メートル原器、キログラム原器到着後これを基礎にした「度量衡法」が制定され、明治42年度量衡法施行令が勅令によって制定され、はじ

めて「ヤード・ポンド法」の規定が行なわれた。大正8年以降わが国の度量衡は「メートル法」に統一する方向へと進展し、大正14年に「度量衡法中改正法律」が成立したのである。メートル法に切り換える為の猶予期間を、事業部門は昭和19年7月までとしているが、学校教育においては法律施行直後、大正14年からメートル法に切り換えられ、先進の途を開いたのである。昭和7年尋常小学裁縫新教授書として、次の国定裁縫教授書が発行された。大正5年から昭和7年に至る15年余の間に、明治36年の小学校令施行規則中改正の第56条に、国定教科書は使用後4箇年後でないと変更ができないように規定されていることと同時に尺貫法からメートル法への移行期に当り、学校裁縫教育において、メートル法を使用しながら教授し、漸く改正発行に至ったものと思われる。

尋常小学裁縫新教授書は、昭和7年8月28日初版発行、翌8年5月25日に訂正発行、昭和10年7月30日に訂正、更に昭和11年4月15日に訂正し発行された。国定I期末からII期に亘って編纂された尋常小学裁縫新教授書〔資料Ⅲ—1・2〕の編纂趣旨の凡例を次に掲げる。

1. 本書は尋常小学校裁縫科教師用書として編纂したものである。

2. 裁縫科に於ては別に教授要目を設けず、本書を以て之に代らしめることとする。

3. 本書は第一篇を第4学年、第二篇を第5学年、第三篇を第6学年の児童に課する予定を以て編纂したものである。

4. 教材の排列に就いては、児童心身の発達を標準とし、先づ児童自身に最も関係の深いものより始めて、漸次一般的の物へと、範囲を拡大して行く方針を採った。

5. 児童をしてなるべく各種のものに触れしめようとする目的から、最も簡単にして基礎的な雑巾・枕の類より袖無綿入羽織・袖無短コートの類に至るまで、その教材は相当広い範囲に至っているが、児童の能力と教授時数の制限とは総てのものに亘ることを許さないから、先づ

日常生活に必須なものを主として採った。なお郷土の関係から、甲地には普通のものでも、乙地では普通でない場合がある。よつて第5学年及び第6学年に於ては、教材を第一種・第二種に分ち、その環境により、それぞれ必要なものを自由に選択教授する便宜を計った。

6. 所々に自由材料を加えたのも、一面にはその郷土独特のものは課する便宜を計ったのであるが、又一面には家庭生活の相違による各家庭の希望を適宜に取捨按排して之を課し、且児童各自の自己活動・創意試作に利用せしめる為である。

7. 巻末に補充材料を入れたのは、時間に余裕を生じた場合、技術の速い児童には適宜之を課して独自研究の時を与え、その能力を一層進展せしめると共に、又一面には他の児童と略その進度を一にせしめる為である。

8. 教材の各名称にあてた漢字は、児童の読書力の程度に応じて、或は之に仮名を附し、或は全く仮名に書改めて授けるがよい。²⁵⁾

以上の8項目によって編纂趣旨を表明している。

大正5年発行の裁縫教授書の2項に示されている第一篇は第3学年(1時)第二篇は第4学年(2時)第三篇は第5学年(3時)第四篇は第6学年(3時)の児童に課す予定とあるのは、明治40年の勅令第52号附則第3項に示された第4号表に依ったものであり、昭和7年初版発行、昭和11年改訂後に発行された裁縫新教授書の3項に示されている第一篇を第4学年(2時)第二篇を第5学年(3時)第三篇を第6学年(3時)の児童に課する予定とあるのは、大正8年の文部省令第6号に示された第4号表によるものである。昭和2年の文部省令第32号により小学校令施行規則の改正が行なわれたが、第4号表による裁縫の欄には変化が認められない。なお内容について、明治13年5月版權免許、同年11月出版の和書、普通裁縫教授書(千葉女子師範学校教員 堀均一、東京女子師範学校裁縫科教員、渡辺辰五郎編輯)に表われている裁縫用具の代

表的なものを取り挙げてその後発行された国定裁縫教授書に表われたものと比較して見ることとする。明治13年の教授書には、^{はりばこ ものさし へら} 鉸箱、尺、篋、^{やきごて ひのし たちぼうちょう はさみ いとまき そでかた つまかた} 烙鏝、熨斗、裁刀、鉸、糸巻、袖形、裙形、^{ゆびわ はり} 指環、鉸、懸鉸、^{たちいた} 裁板を通例用いるものとして挙げている。大正5年発行の教授書には、^{はり} 針、^{はさみ ものさし ゆびぬき いとまき へら はりさし くげだい はりばこ} 鉸、尺、指貫、糸巻、篋、針刺、紘台、針箱、^{こて ひのし} 烙鏝、火熨斗、霧吹、スプレーなどの用具が挙げられている。昭和11年訂正発行による裁縫新教授書には、針、針刺、指貫、鉸、物差、運針用布、糸、裁縫箱、霧吹、烙鏝、アイロンが挙げられており、用具の種類が年代によって用語、文字の変化と共に洋風の用具が取り入れられて来ていることが分かる。又、同時に、衣生活においても幕末開港以来洋風を取り入れて、着用する方向へ向かいつつある中に、明治16年11月30日の鹿鳴館の開館と共に欧風化へと発展することとなり、和洋混合の衣服着姿も見られるようになる。明治20年女子の服制に関する皇后宮の御思召書が仰出された事により、立礼・身体動作歩行に便利であると同時に洋服の国産化、製造の改良をはかって古服より洋服を着用されることに改良され、産業への発展に期待されることとなった。明治4年すでに横浜において洋服屋が開店されていた。新しいものをいち早く消化しようとする国民性は地域的、職業的に洋服着用への先駆がなされていた社会情勢であった。都会と都会から離れた地域とではその格差もあり、裁縫教授内容に至っては非常にむづかしい局面に遭遇していたのである。大正5年発行の裁縫教授書においては教材を学年、学期別に配当している〔資料Ⅰ—2〕が、昭和7年(11年訂正)発行の裁縫新教授書は教材を学年別に配当し、学期別には配当していない。〔資料Ⅲ—2〕これは児童の心身の発達と生活及び地域により大幅な融通性を持たせたものと考えられる。又、各学年の終りに自由材料が配当されている意図は、裁縫新教授書の7項に示されている所を汲むべきであろう。教材の内容については、大正5年発行の裁縫の教授要目は資料Ⅰ—1の

目次を参照されたい。この目次によって判明するように用具の使用法、基礎となる縫い方及び之を応用として前掛の実習を行ない、衣服についてはその種類の把握とこれらの衣服に用いられる素材の布の種類、色について掛図を用いて説明し、実習を行ない、要旨及び図などを筆記させる方法によって指導を行なっている。衣服の裁ち方、縫い方、繕い方の外に洗濯の仕方、洗濯の後処理、織物の品名、産地など、衣服に関係のあるものについて必要な常識を教授している。内容に盛られている教授要目は、従来から用いられている我が国の衣服にのみ終始している。

先に記さなかったが、大正5年1月25日に発行された高等小学裁縫教授書〔資料Ⅱ〕の中には、シャツ、ズボン下、ミシン器械の用い方について記されている所を見ると、高学年に和服に属する高度の教材と洋服に属する下着の教材が取りあげられ配当されていることがわかる。

昭和7年（昭和11年改訂）発行の尋常小学裁縫新教授書には、ズロース、シャツ、ミシンの使用法、簡単な洋服、スリッパ、エプロンなど、襦袢、中裁単長着、半幅帯、大裁単長着などの和服に係る衣類と共に、洋服に関する教材が多くなって来ている。しかし、ズロース、シャツは手縫いによっている。高等小学裁縫新教授書〔資料Ⅳ〕には、女児服、ロンパース、ブルーマース、ブラウス、ジャンパー、短コートなどの洋服関係の衣類が配当され、その数もふえて来ている。和服関係は大裁単長着（女物）（男物）、中小裁単長着、合わせ帯、繕い方及び廃物利用、座蒲団、大裁袷長着（女物）、女袴等が配列されている。

国定Ⅱ期教科書時代の昭和16年には、小学校令改正により国民学校と名称が改められて後、昭和17年から18年にかけて初めて児童用初等科裁縫の国定教科書上、中、下の3冊が発行され、同時に教師用のものも発行されたのである。この時期は戦時中に該当する。昭和16年大平洋戦争に突入するに当たり、国家主義的ミリタリズム

の雰囲気に含まれていた折りの発行によるものである。児童用初等科裁縫上、中、下はそれぞれ36頁ほどのものであり、図入りで簡単な字句による説明が付記されている程度である。しかし、初等科裁縫上・中・下 教師用〔資料Ⅴ—1・2〕には、各巻毎に要旨、準備、指導要領、注意が記載され教授指導の方向が示され、裁縫教育の統一がはかられている。当時の国難に対処する為への教育方針が徹底的な形として現われてくるのをとらえる参考資料として見逃すことはできない。教師用の初等科裁縫上、中、下のそれぞれの巻頭に、芸能科指導の精神の要旨と芸能科指導の方針及び芸能科裁縫指導の精神〔資料Ⅵ—1・2〕が53頁に渡って記載され、巻末に、芸能科裁縫=関スル法令〔資料Ⅵ—3〕が附録として、国民学校令第1条と国民学校令施行規則第1条、第13条、第18条が4頁に渡って記載されている。当時如何に教師への精神的指導徹底を要望し、之を強く求めていたかを伺い知ることができる。

高等科裁縫上〔資料Ⅶ—1・2〕は、昭和19年4月6日に発行されている。これは終戦の前年の年に当たり、戦局いよいよ逼迫の社会の様相に国民挙って窮乏の生活と精神昂揚の時を迎えていたのである。学童は疎開を、青年女子は動員奉仕作業へと、この社会情勢のもとにおいて男子は国民服を、女子は標準服甲型、又は乙型を着用し、次第に決戦態勢へと推移していったのである。裁縫に欠くことのできない繊維製品は、昭和17年2月に配給消費規制による衣料切符制の実施に伴い、教材との関係も自然せばまれる中に天然のものより人工のものへと移行し、その取り扱い方に配慮を要することとなる。即ち、人絹・スフ混紡の製品が用いられることとなった。平和産業の繊維工業の原料繊維である羊毛、綿の輸入制限が始まってからは民需衣料の原料自給、消費統制の措置も講じられるようになった。この時期に至って、高等科裁縫上には、芸能科裁縫指導の方針の一つとして、伝統の尊重に則ってか、単長着の項の所に江戸

時代の夏の小袖の写真がのせられている。又、標準服乙型（袴）の項に着装図及び上衣と下衣の出来上り図と共に、上古の衣と裳が形態を比較する為に並べられているのは、上古時代と同じ形式の二部式の衣服であることを示し、江戸時代の小袖は一部式の形態であることを示している。その間の我が国の衣服の変遷史を含めての上での対比を示す図であろうが、当時の戦時下における心へのゆとりを慮って、このように取り上げられたのであろうか。何か時代にそぐわない感じがしないではない。用布の所には、パルプからビスコース・人造絹糸（人絹）への製造工程と引きつづき、ステープルファイバーへの工程の図が記載されており、素材も天然繊維から人造繊維を用いるようになった事を示し、素材の取り扱い方にも配慮されていたと思われる。教材も、もんぺ、標準服乙型（袴）が組み入れられている。又、作業用小物の項には働き着として山形県、福岡県の作業着用図がのっているが、ここに、手甲、脚絆と共に防空頭巾、救急袋の図があり戦時下における教育内容を認識すると共に、資料Ⅶ—2に示されているように、国民生活と衣類・衣類の材料に記載されている内容から基本的な当時の裁縫教育と社会情勢との関係が如何に密接であったかを推測することができる。

Ⅳ おわりに

人間が日常生活をして生きて行く上に衣食住は欠かせないものであり、文化の発展にしたがって次第に高度なものへと成長している。我が国の裁縫教育は、世界における地理的存在から国の内外による社会情勢との交流に伴う衣服の変遷と教育思想の導入とに相俟って、これを消化し吸収し独自のものへと咀嚼し発展して来た社会的背景のもとにある女子教育問題がその視点として挙げられる。裁縫教育は他の教科とは異なり独自の方向をたどって来たのである。それは日常生活において母と子のつながりであり、家族とのつながりであり又他の年輩者との

つながりを持ち、人間の互の心情に触れる部分の特に大きいことである。誰しも美しく、整然と、着用する人間の体型にあうように仕立られた衣服を身にまとうことのよろこびと、まとわせることの出来たよろこびとは、心の表現であり、これをおしかくすことはできないであろう。

四季折々の衣服の素材も亦自然による所が大きい、しかし今日の社会情勢にあっては、四季の変化に伴う自然とのかかわりあいの感覚が薄らぎつつあり、それとの断絶に近い状態に追いこまれて来ていることを痛感することが多い。衣服の素材においてもこの影響から逃がれ去ることは不可能であろう。新しい素材は取り扱い方に複雑な要素をもっており、高度成長の繊維産業と裁縫教育との関係は人間が創り出し、人間がこれを処置する立場に置かれ、人間の衣生活に対する複雑性を物語るものである。

人間が人間らしく生きる為に衣服を通してその時代、時代により、階級、職業などの表現を一つの手段として利用されて来ている。衣服の発達は平和な時代において栄え、ひいては奢りへと導き、関係産業発展への糸口を引き出してくれる。しかし世の中には自然による変動、又は人為的に起る社会情勢の変化が、衣服の上に如何なる変化をもたらすかの影響は非常に大きい。例えば、明暦年間における江戸の大火は小袖模様の変革を、大正12年大震災の災害による被害は都会において、活動的、実用的形態の衣服を求め、和から洋への衣生活への画期的な影響をもたらした。又、職業との関連における衣服の変動は、昭和5年白木屋百貨店の大火事により、その翌年には店員の洋装化へと踏み切っていることは当時の新聞紙上に取り上げられている。殊の外に大きい天災地変に遭遇した後を受けて必ずといってよいほど、人間の思考意志による衣生活の変化が色々な形で影響し、変遷してゆく過程が見られることに気づくであろう。

これらを鑑るに裁縫教育の歴史は、社会の歴史であり、衣生活の歴史でもある。社会が人間を作ると同様に衣生活をも作っている。又逆に

人間が環境に順応し社会を作り、衣生活の考案・創作をしているとも考えられる。

国定期の裁縫教授書・裁縫教科書（大正3年～昭和20年）について、これらの成立を見るに至った経過及び女子にのみ課せられた裁縫そのものが江戸明治時代のものに準拠して行なわれていたこと、社会情勢による衣料の制約、人造繊維（人絹、スフ）の使用、和装から洋装への衣生活の転換期に相当する一こまに、裁縫教育のあり方の目まぐるしさは、本来の裁縫教育の理念と方向性の志向を許されないままに裁縫教育が行なわれていた事を推考すると共に今後の裁縫教育への方向を探る思考への端緒を考察し得た。

昭和20年8月終戦を迎えて、戦後の人間生活と家庭科の使命を家庭科教科書を通して考察することを次回の研究課題としたい。

資料の撮影・コピーなどを通して、いろいろご指導をいただいた東書文庫の皆様・本学図書館資料室の渡辺篤先生はじめ諸先生方に深く感謝いたします。

また、本稿の執筆についてご指導をいただき、終始激励してくださった、津郷友吉先生、まとめにあたりいろいろご援助をいただいた、青木妙子先生、資料の収集及び整理にあたって、ご協力いただいた、本学生活科学研究所の木村千鶴氏、研修生の草間みち子氏に心より御礼申し上げます。

注（引用文献）

- 1) 大滝ミドリ・藤本やす・白鳥つや子「人間的観点からの家政学・家庭科の分析」東京家政大学生生活科学研究所研究報告、第1集 p.28, 1978
- 2) 文部省「学制百年史—資料編」p.81 ぎょうせい 1976
- 3) 文部省「前掲書」p.81
- 4) 教育史編纂会編集「明治以降 教育制度発達史」第2巻 p.256 龍吟社 1938

- 5) 教育史編纂会編集「前掲書」p.256
- 6) 文部省「学制百年史—資料編」p.85 ぎょうせい 1976
- 7) 文部省「前掲書」p.86
- 8) 文部省「前掲書」p.87
- 9) 文部省「前掲書」p.89
- 10) 文部省「前掲書」p.90
- 11) 文部省「前掲書」p.89
- 12) 文部省「前掲書」p.90
- 13) 文部省「前掲書」p.91
- 14) 文部省「前掲書」p.90
- 15) 文部省「前掲書」p.90
- 16) 文部省「前掲書」p.91
- 17) 文部省「前掲書」p.97
- 18) 文部省「前掲書」p.98
- 19) 文部省「前掲書」p.98
- 20) 文部省「前掲書」p.109
- 21) 文部省「前掲書」p.110
- 22) 教育史編纂会編集「明治以降 教育制度発達史」第3巻 p.141 龍吟社 1938
- 23) 文部省「学制百年史—資料編」p.107 ぎょうせい 1976
- 24) 文部省「尋常小学 裁縫教授書」p.1～2 国定教科書共同販売所 1916
- 25) 文部省「尋常小学 裁縫新教授書」p.1～2 大日本図書株式会社 1936（初版1932）

参考資料

- 資料 I—1 尋常小学 裁縫教授書
I—2 資料I—1を学年・学期別に教授内容を分りやすく配列して示したものである
- 資料 II 高等小学 裁縫教授書
- 資料 III—1 尋常小学 裁縫新教授書
III—2 資料III—1を学年別に教授内容を分りやすく配列して示したものである
- 資料 IV 高等小学 裁縫新教授書
- 資料 V—1 初等科裁縫上・中・下 教師用
V—2 資料V—1を学年別に教授内容を分りやすく配列して示したものである
- 資料 VI—1 資料V—1の巻頭に示された芸能科指導の精神・芸能科裁縫指導の精神

VI-2	資料VI-1のうち芸能科指導に最も関係のあると思われる「芸能科と他教科他科目・儀式・学校行事との関係」及び「芸能科裁縫指導の方針」をそれぞれ一覧によって示したものである	
VI-3	資料V-1の巻末に示された芸能科裁縫ニ関スル法令	
資料 VII-1	高等科裁縫 上	
VII-2	資料VII-1に記された国民生活と衣類・衣類の材料	

資料 I-1 (本文 p. 35)

尋常小学

裁縫教授書 文部省

大正四年十二月廿八日 印刷

大正五年 一月 一日 発行

著作者 文部省

発行所 国定教科書共同販売所

凡 例

尋常小学 裁縫教授書 目 録

第一篇

第一学期

第一課	裁縫用具の名称・使用法及び整理	1
第一	名称	1
第二	使用法	3
一	針	3
二	鋏	3
三	尺	4
四	指貫	5
五	糸巻	5
六	籠	6
七	針刺	6
八	籠台	7
九	針箱	7
第三	整理	9
一	用具の並べ方	9
二	用具の納め方	9
第二課	針の持ち方、運び方及び姿勢	11
第一	針の持ち方	12

第二	針の運び方	12
一	布の持ち方	12
二	運び方	12
第三	姿勢	13
第三課	運針	15
第一	素縫	15
第二	本縫	16
第四課	本縫応用縦横線結合縫	18
第一法		18
第二法		19
第三法		19

第二学期

第五課	糸の結び方	21
第一	留め結	21
第二	細結(又真結)	22
第三	機結	22
第六課	糸の留め方	24
第一	打ち留	25
第二	返し留	25
第三	抄ひ留	26
第七課	糸の継ぎ方	27
第一	重ね継	28
第二	結び継	28

第三学期

第八課	各種縫ひ方 (一)	29
第一	合せ縫	30
一	縫代	30
二	待針	30
三	著	30
第二	伏せ縫	31
第九課	本縫応用縦横線斜線結合縫	32
第一法		32
第二法		33
	第二篇	

第一学期

第一課	各種縫ひ方 (二)	35
第一	三つ折縫	35
第二	重ね縫	36
第三	袋縫	36
第二課	各種縫ひ方応用糠袋及び風呂敷の類	38
第一	糠袋	38

第二 風呂敷	40	二 縫ひ方	74
第三課 簾掛け方	41	第二 脇縫及び裾縫け方	75
第一 平簾	42	一 標附け方	75
1 並簾	43	二 標附け方順序	77
2 雄針・雌針	43	三 縫ひ方	77
第二 隠し簾	43	1 脇縫	77
附 掛針使用法	44	2 裾縫け方	78
第四課 雑巾刺し方	45	第三 衿附及び其の縫け方	78
第一 平刺	46	一 標附け方	78
第二 段崩し	46	二 縫ひ方	79
第三 十字刺	47	第四 袖附及び八つ口縫け方	79
第二学期		一 袖附	80
第五課 縫け方	48	二 八つ口縫	80
第一 耳縫	49	第三学期	
第二 三つ折縫	50	第十一課 一つ身襦袢仕立方	81
第三 本縫	51	一 寸法	82
第六課 縫け方応用前掛類	54	二 標附け方	82
単前掛	54	1 袖	83
一 前掛の種類	54	2 身頃	83
二 仕立方地質木綿類	54	3 衿	84
1 寸方	54	三 縫ひ方順序	84
イ 大人物	54	四 実習	85
ロ 子供物	55	1 袖	85
2 標附け方	55	2 脇縫	85
イ 裾及び丈標	55	3 裾縫	85
ロ 紐標	55	4 衿附	86
三 実際	56	5 衿縫	86
1 裾縫	56	6 袖附	87
2 紐附	56	7 八つ口縫	87
3 紐縫	57	附 畳み方及び解き方	88
第七課 普通衣服の種類	59	第三編	
第八課 普通綿布及び染色の名称並びに		第一学期	
丈・幅	63	第一課 裁縫用具の名称及び使用法	91
第一 普通綿布の名称	63	第一 名称	91
第二 普通染色の名称	64	第二 使用法	92
第三 丈・幅	65	一 烙鏝	92
第九課 襦袢の種類及び各部の名称	68	二 火熨斗	93
第一 種類	70	三 霧吹及びスプレー	93
第二 各部の名称	71	第二課 縫ひ方	96
第十課 一つ身襦袢部分縫	73	第一 接ぎ方	96
第一 袖縫ひ方	73	一 片接	96
一 標附け方	73	二 割接其の一	97

三	割接其の二	97	第一	部分縫	123
	1 半返	97	一	筒袖縫ひ方	123
	2 本返	98		1 標附け方	123
第二	継ぎ方	99		2 縫ひ方	124
	一 色紙継	99	二	衿附け方	125
	二 刺継	100		1 標附け方	125
第三課	本裁襦袢	101		イ身頃	125
第一	部分縫	101		ロ衿	126
	一 衿肩かがり方	102		2 縫ひ方	127
	二 脇縫・割蹠の仕方	102	三	衿附け方	128
	1 標附け方	103		1 標附け方	128
	2 縫ひ方	103		2 縫ひ方	128
	三 馬乗紵け方	104	四	衿下及び裾紵け方	129
	四 裾紵け方	104		1 衿下紵	129
第二	仕立方	106		2 裾紵け方	129
	一 寸法	106	五	衿紵け方	129
	二 標附け方	106	第二	仕立方	131
	1 袖	107	一	寸法	131
	2 身頃	107		イ潤袖	131
	3 衿	108		ロ筒袖	131
	三 縫ひ方順序	109	二	標附け方	132
四	実習	109		1 袖	132
	1 袖	109		2 身頃	132
	2 衿かがり	109		3 衿	134
	3 背縫	109		4 衿	134
	4 脇縫	110	三	縫ひ方順序	134
	5 馬乗紵	110	四	実習	135
	6 裾紵	110		1 袖	135
	7 衿附	110		2 脇縫	135
	8 衿紵	111		3 衿附	136
	9 袖附	111		4 衿附	136
	10 八つ口紵	112		5 衿下紵	137
	11 半衿掛	112		6 裾紵	137
第四課	肌襦袢練習	114		7 衿紵	138
第二学期				8 袖附	138
第五課	衣服の目的	114		9 八つ口紵	139
	一 身体を保護するため	114	附	附紐の附け方	139
	二 容儀を保つため	115	第三	背紋及び紐飾縫ひ方	141
第六課	単衣の種類及び各部の名称	116	第八課	単衣の解き方及び其の整理法	143
第一	種類	117	一	解き方	144
第二	各部の名称	120	二	整理法	144
第七課	一つ身単衣潤袖又は筒袖	123	第九課	子供帯	145

仕立方順序	146	二 広き意義の裁縫	165
1 布の整理	146	第二課 襦袢並びに小裁単衣裁ち方	166
2 縦の仮綴	146	第一 一つ身襦袢	166
3 標附	146	一 裁ち切り寸法	166
4 縦及び横の本縫	147	二 積り方	167
5 心拵	147	三 裁ち方実習	169
6 心附	147	第二 車裁襦袢	170
7 真中の紵け方及び仕上げ	147	一 裁ち切り寸法	170
第三学期		二 積り方	171
第十課 三つ身単衣	149	三 裁ち方実習	171
第一 部分縫袂袖縫ひ方	149	第三 本裁襦袢	172
一 標附け方	149	一 裁ち切り寸法	172
二 縫ひ方	150	二 積り方	172
第二 仕立方	152	三 裁ち方実習	174
一 寸法	152	第四 一つ身単衣	175
イ 袂袖	152	一 濶袖	175
ロ 筒袖	152	1 裁ち切り寸法	176
二 標附け方	153	2 積り方	176
1 袖	153	3 裁ち方実習	178
2 身頃	153	二 筒袖	179
3 衤	155	1 裁ち切り寸法	179
4 衿	155	2 積り方	180
三 縫ひ方順序	156	3 裁ち方実習	181
四 実習	156	第五 三つ身裁ち方	183
1 袖	156	1 裁ち切り寸法	183
2 背縫	157	2 積り方	184
3 脇縫	157	3 裁ち方実習	185
4 衤附	157	第三課 四つ身単衣	187
5 衿附	157	第一 部分縫衤空縫の仕方及び衿附	187
6 衿下紵	158	一 標附け方	188
7 裾紵	158	1 衤	188
8 衿紵	159	2 衿	189
9 袖附	159	二 縫ひ方	189
10 八つ口紵	159	第二 裁ち方	191
第十一課 衣服取扱につきての心得	161	一 裁ち切り寸法	191
一 衣服の出し入れ	161	二 積り方	191
二 正しく著すること	161	三 裁ち方実習	193
三 衣服の始末	161	第三 仕立方	195
第四篇		一 寸法	195
第一学期		イ 袂袖	195
第一課 裁縫の意義	164	ロ 筒袖	196
一 狭き意義の裁縫	164	二 標附け方	196

1 袖	196	二 裓縫ひ方	234
2 身頃	197	1 標付け方	234
3 衿	200	2 縫ひ方	235
三 縫ひ方順序	200	第二 裁ち方	237
四 実際	200	一 裁ち切り寸法	237
1 袖	200	1 濶袖	237
2 背縫	201	2 筒袖	238
3 肩当・居敷当	201	二 積り方	238
4 脇縫	202	1 濶袖	238
5 衿附	202	2 筒袖	239
6 衿附	203	三 裁ち方実習	239
7 衿下	203	第三 仕立方	243
8 裾紵	203	一 寸法	243
9 衿紵	204	二 標付け方	243
10 袖附	204	1 表袖	244
11 八つ口	204	2 裏袖	244
附 肩揚・腰揚	205	3 表身頃	244
第四課 繕ひ方	207	4 裏身頃	244
第一 掛け接	207	5 衿	245
第二 空縫	208	6 衿	246
第五課 洗濯の仕方	210	三 縫ひ方順序	246
第一 洗濯の必要と其の方法	211	四 実習	247
一 天気	211	1 袖	247
二 器具	211	2 表身頃	248
三 洗ひ方	212	3 裏身頃	248
1 分類	212	4 裾合	248
2 用水	212	5 脇縫	249
3 洗ひ方	212	6 袖附	249
4 糊	214	7 八つ口紵	250
第二 洗濯後の整理	214	8 衿縫	250
第六課 織物の品類・名称及び産地	216	9 衿下紵	250
第一 織物の原料及び品類	217	10 衿縫	251
一 原料	217	11 衿紵	251
二 織物の種類	218	12 横縫	251
第二 各種織物の名称・産地	220	第九課 衣服材料の性質及び選び方	253
第二学期		第一 衣服材料の性質	253
第七課 袷各部の名称	230	一 毛織	253
第八課 一つ身袷濶袖	232	二 木綿織	254
第一 部分縫	232	三 絹織	254
一 袖縫ひ方	233	四 麻織	254
1 標付け方	233	五 交織	255
2 縫ひ方	233	第二 衣服材料の選び方	257

一	気候との関係	258
二	健康との関係	258
三	着用する場合との関係	259
四	職業との関係	259
五	男女の別及び年齢との関係	259
六	調和	260
第十課	一つ身綿入潤袖	261
第一	部分縫	262
一	袖縫ひ方	262
1	標附け方	262
2	袖口掛け方	263
3	袖縫ひ方	263
二	褷縫ひ方	264
1	標附け方	264
2	縫ひ方	265
第三学期		
第二	仕立方	266
一	標附け方	266
1	袖	266
2	表身頃	266
3	裏身頃	267
4	衿	267
5	衿	267
二	縫ひ方順序	268
三	実習	269
1	表袖	269
2	裏袖	269
3	表身頃	270
4	裏身頃	270
5	袖附	270
6	裾合	270
7	含み綿	270
8	綿入	271
9	裾の仮綴	271
10	袖口紵	271
11	八つ口紵	272
12	衿下紵	272
13	衿綴	272
14	衿紵	272
15	縦綴	272
16	横綴	273
附	解き方及び其の整理法	273

第十一課	衣服整理に関する心得	274
第一	保存	275
一	清潔	275
二	汚点抜	275
三	整頓	277
第二	節約	280
一	利用	280
二	補綴	281
三	色揚	281

資料 I-2 (本文 p. 35, 37)
尋常小学 裁縫教授書

第三学年	第四学年
1 裁縫用具の名称・ 使用法及び整理	1 各種縫ひ方(二)
2 針の持ち方, 運び 方及び姿勢	2 各種縫ひ方応用 糠袋及び風呂敷の 類
3 運針	3 襷掛け方
4 本縫応用 縦横線結合縫	4 雑巾刺し方
* * *	* * *
5 糸の結び方	5 紵け方
6 糸の留め方	6 紵け方応用 前掛類
7 糸の継ぎ方	7 普通衣服の種類
	8 普通綿布及び染色 の名称並びに丈・ 幅
	9 襦袢の種類及び各 部の名称
	10 一つ身襦袢部分縫
* * *	* * *
8 各種縫ひ方(一)	11 一つ身襦袢仕立方
9 本縫応用 縦横線斜線結合縫	

第五学年	第六学年
1 裁縫用具の名称及び使用法	1 裁縫の意義
2 繕ひ方	2 繕祥並びに小裁単 衣裁ち方
3 本裁襦袢	3 四つ身単衣
4 肌襦袢練習	4 繕ひ方
	5 洗濯の仕方
	6 織物の品類・名称及び産地
* * *	* * *
5 衣服の目的	7 袷各部の名称
6 単衣の種類及び各部の名称	8 一つ身袷 潤袖
7 一つ身単衣 潤袖又は筒袖	9 衣服材料の性質及び選び方
8 単衣の解き方及び其の整理法	10 一つ身綿入 潤袖
9 子供帯	一 部分縫
* * *	* * *
10 三つ身単衣	二 仕立方
11 衣服取扱につきての心得	11 衣服整理に関する心得

*は学期の境を示す

資料 II (本文 p. 38)

<p>高等小学 裁縫教授書 第三学年用 文部省 大正五年一月二十二日 印刷 大正五年一月二十五日 発行 著作者 文部省 発行所 国定教科書共同販売所</p> <p>凡 例 高等小学 裁縫教授書 第三学年用 目録 第一学期</p>
--

第一課 本裁袷男物	1
仕立方	1
一 標附け方	1
二 繕ひ方順序	1
三 実習	2
1 袖	2
2 表身頃	3
3 裏身頃	3
4 裾合及び背・脇の縦縫	3
5 袖附	3
6 袷揚・衿附及び衿下縫	4
7 衿附・衿衿並びに横縫	5
第二課 シャツ・ズボン下各部の名称	6
第一 シャツ	6
第二 ズボン下	9
第三課 中裁シャツ	11
第一 各部の繕ひ方	12
一 千鳥縫	12
二 穴かがり	13
第二 裁ち方	15
一 裁ち切り寸法	16
二 積り方	18
三 裁ち方実習	19
1 袖	19
2 身頃	20
3 袖口	22
4 肩当	22
5 衿	22
第三 仕立方	25
一 繕ひ方順序	25
二 実習	26
1 袖	26
2 身頃	26
3 袖附	27
4 袖下及び脇縫	28
5 穴かがり及び釦附	28
附 畳み方	29
備考 ミシン器械を用ふる場合	30
1 袖	30
2 身頃	31
3 袖附	31
4 袖下及び脇縫	31

第四課	中裁ズボン下	33
第一	裁ち方	33
一	裁ち切り寸法	33
二	積り方	35
三	裁ち方実習	36
1	前脛上	37
2	後脛上	38
3	見返し及び居敷当	38
第二	仕立方	42
一	縫ひ方順序	42
二	実習	42
1	見返し	42
2	居敷当	43
3	脇縫	43
4	内脛	43
5	裾紵	43
6	紐附	44
7	穴かがり及び釦附	44
附	畳み方	45
備考	ミシン器械を用ふる場合	46
1	裾明及び見返し・居敷当	46
2	脇縫及び内脛	46
3	紐附・穴かがり・釦附	47
第五課	シャツ・ズボン下裁ち方大人物	47
第一	シャツ	48
一	裁ち切り寸法	48
二	積り方	50
第二	ズボン下	53
一	裁ち切り寸法	53
二	積り方	55
第六課	本裁単羽織	58
第一	部分縫	58
1	前下り及び裾の付け方	58
2	標付け方	59
3	縫ひ方	61
第二	裁ち方	62
一	裁ち切り寸法	62
二	積り方	63
三	裁ち方実習	65
第三	仕立方	67
一	標付け方	67
2	袖	68

2	身頃	68
3	裾	68
4	衿	68
二	縫ひ方順序	70
三	実習	70
1	袖	70
2	背縫及び後裾	70
3	衿附	71
4	前裾	71
5	裾紵	71
6	袖附	71
第二学期		
第七課	大幅物・中幅物について本裁裁ち方	72
第一	大幅物裁ち方	73
一	二尺幅のもの	73
1	裁ち切り寸法	73
2	積り方	74
二	一尺六寸五分幅のもの	75
1	裁ち切り寸法	75
2	積り方	76
第二	中幅物裁ち方	77
一	一尺二寸幅のもの	78
1	裁ち切り寸法	78
2	積り方	78
二	一尺一寸幅のもの	80
1	裁ち切り寸法	80
2	積り方	81
第八課	本裁羽織練習裕若しくは綿入	83
第九課	小裁・中裁羽織裁ち方	84
第一	小裁羽織の裁ち方	84
一	裁ち切り寸法	84
二	積り方	85
第二	中裁羽織の裁ち方	87
一	裁ち切り寸法	87
二	積り方	88
第十課	被布各部の名称	91
第十一課	小裁綿入被布	93
第一	部分縫	93
一	小衿縫ひ方	93
1	標付け方	94
2	縫ひ方	95

第二 裁ち方	97	二 標附け方	130
一 裁ち切り寸法	97	1 袖	130
二 積り方	98	2 身頃	131
三 裁ち方実習	100	3 堅衿	132
第三 仕立方	103	4 小衿	132
一 仕立上げ寸法	103	三 縫い方順序	132
二 標附け方	104	四 実習	132
1 表袖	104	1 袖	133
2 裏袖	104	2 背縫	133
3 身頃	105	3 肩当附	133
4 襦	105	4 脇縫	133
5 堅衿	106	5 裾紵	133
6 小衿	106	6 堅衿附	133
三 縫ひ方順序	108	7 小衿附	134
四 実習	109	8 袖附	134
1 袖	109	9 八つ口紵	134
2 胴接及び背縫	109	10 飾紐	134
3 前下り及び襦附	110	第十四課 腹合帯仕立方練習	135
4 堅衿	110	第三学期	
5 袖附及び含み綿	110	第十五課 本裁綿入女物仕立方練習	136
6 綿入れ及び仮綴	111	一 標附け方	136
7 袖口紵及び八つ口紵	111	二 縫ひ方	136
8 堅衿下り及び堅衿紵	111	三 綿の入れ方	137
9 小衿	111	附 下着寸法つめ方説明	139
10 縦綴及び飾紐	112	第一 本裁女小袖重	139
備考 紐の結び方	113	第二 本裁男小袖重	139
1 梅結	113	第十六課 中裁男袴	140
2 しやか結	113	第一 部分縫	140
第十二課 本裁・中裁被布裁ち方	114	腰板の作け方	141
第一 本裁被布裁ち方	115	1 腰板の作り方	141
一 裁ち切り寸法	115	イ 腰板裁ち方	142
二 積り方	116	ロ 腰布の貼り方	142
第二 中裁被布裁ち方	118	2 糸の掛け方	146
一 裁ち切り寸法	118	第二 裁ち方	149
二 積り方	119	一 裁ち切り寸法	149
第十三課 本裁被布合羽	124	二 積り方	150
第一 裁ち方	124	三 裁ち方実習	152
一 裁ち切り寸法	124	第三 仕立方	160
二 積り方	125	一 仕立上げ寸法	160
三 裁ち方実習	128	二 標附け方	161
第二 仕立方	130	三 縫ひ方順序	162
一 仕立上げ寸法	130	四 襷取り方	162

五 実習	163
1 投(左右)	163
2 各布の縫合	164
3 相引	164
4 蹴廻紵(左右)	165
5 乗間	165
6 襷取	165
7 笹襷紵(左右)	167
8 紐紵	168
9 腰板張	168
10 前紐附	168
11 腰立	168
備考 袴各部の寸法割出し方	170
第十七課 本裁男袴	172
第一 十番馬乗袴裁ち方	172
一 裁ち切り寸法	173
二 積り方	174
三 裁ち方実習	175
第二 仕立方	177
一 仕立上げ寸法	177
二 標附け方	178
三 縫ひ方順序	178
四 縫合及び襷取り方図	179
五 実習	180
1 各布の縫合	180
2 相引	180
3 蹴廻(左右)	180
4 乗間	181
5 襷取り方	181
6 紐紵・腰板張・前紐附・腰立	182
第三 並馬乗袴裁ち方	182
一 裁ち切り寸法	182
二 縫合及び襷取り方図	183
第十八課 小裁男袴	186
第一 五六歳の子供用	186
一 裁ち切り寸法	186
二 積り方	187
三 縫合及び襷取り方図	188
四 仕立上げ寸法	188
第二 七八歳の子供用	189
一 裁ち切り寸法	189

二 積り方	190
三 縫合及び襷取り方	191
四 仕立上げ寸法	192

資料 III-1 (本文 p.36)

尋常小学

学縫新教授書 文部省

昭和七年八月廿四日 印刷
 昭和七年八月廿八日 発行
 昭和八年五月廿五日 訂正発行
 昭和十年七月三十日 訂正発行
 昭和十一年四月十五日 訂正発行
 著作権者 文部省
 発行所 大日本図書株式会社

凡例

尋常小学 裁縫新教授書 目次

第一篇

第一課 運針	1
(一) 要旨	1
(二) 実際指導	2
(I) 用具とその整理	2
①針と針刺	2
②指貫	2
③鉄	3
④物差	4
⑤運針用布	5
⑥糸	5
⑦裁縫箱	5
⑧各用具の整理	5
(II) 運針と用具の使用	6
①糸の扱ひ方, 針の持方, 布の持方	6
②運針, 糸のこき方	6
③直線縫	7
④姿勢	8
(三) 指導上の注意	9
第二課 雑巾	11
(一) 要旨	11
(二) 実際指導	12

①斜縫	13
②玉留	14
③重ね縫	14
④窠とその使用法	15
(三) 指導上の注意	15
第三課 枕	16
(一) 要旨	16
(二) 実際指導	17
①出来上り寸法	18
②縫代と裁切寸法	19
③地質	19
④標附	20
⑤縫方	20
(三) 指導上の注意	24
第四課 枕覆	25
(一) 要旨	25
(二) 実際指導	25
①用途と地質・色	26
②出来上り寸法と枕との関係	26
③裁方と縫方との関係	26
④縫方	27
(三) 指導上の注意	29
第五課 袋類(算盤袋・物差袋・草履袋・糊 漉袋・糠袋等)	29
(一) 要旨	29
(二) 実際指導	31
①袋の縫方の特徴	31
②材料と糸との関係	31
(三) 指導上の注意	32
第六課	32
其の一 自由材料(お手玉・袋類・雑巾等)	33
(一) 意義	33
(二) その取扱	33
其の二 かがり縫	34
(一) 要旨	34
(二) 実際指導	35
①かがり縫	35
②縫方と糸との関係	35
(三) 指導上の注意	36
其の三 用具に就いて注意	36
(一) 要旨	36
(二) 実際指導	37

(三) 指導上の注意	38
第七課 風呂敷	38
(一) 要旨	38
(二) 実際指導	38
①用途と寸法・地質	40
②三つ折縫	40
③伏せ縫・折伏せ縫	40
(三) 指導上の注意	42
第八課 ズ羅斯 <small>(Drawers)</small>	43
(一) 要旨	43
(二) 実際指導	43
①使用目的及び裁縫上の注意	43
②形	45
③各部の名称	45
④簡単な割出し方(型紙の作り方)	45
⑤地質の選択	46
⑥裁方・縫方	46
(三) 指導上の注意	48
第九課 前掛	50
(一) 要旨	50
(二) 実際指導	50
①用途と形	50
②各部の名称	51
③寸法の定め方	51
④地質	52
⑤仕立方	52
(三) 指導上の注意	59
第十課 自由材料(たすき・紅白たすき・腰 紐等)	59
第十一課 シャツ	60
(一) 要旨	60
(二) 実際指導	60
①使用の目的と形	60
②各部の名称	61
③簡単な割出し方	62
④地質	63
⑥裁方	64
⑥縫方	65
(三) 指導上の注意	69
第十二課 自由材料(雑巾・枕覆・袋類・ズ 羅斯・前掛等)	69
第二篇	

第一課 涎掛	71	③油さし	101
其の一	71	(三) 指導上の注意	101
(一) 要旨	71	第三課 簡単な洋服	102
(二) 実際指導	72	(一) 要旨	102
①使用目的と寸法	72	(二) 実際指導	103
②意匠(装飾)	72	(I) 各部の名称	104
③使用目的と地質・色・柄	73	(II) 使用目的と形・色・柄・地質 及びその調和と意匠	104
④裁方・縫方	74	①寸法の取り方, 簡単な型紙製図	105
其の二	76	②色・柄	113
①裁方と割出し方	77	③地質	114
②縫方	78	④調和	114
(三) 指導上の注意	80	(III) 裁方・縫方及び腰廻りの意匠	115
第二課	80	①図AとBに就いて	115
第一種 小児用エプロン(二, 三歳用)	80	②図Cに就いて(参考)	122
(一) 要旨	80	③図Dに就いて(参考)	126
(二) 実際指導	80	④図E Fに就いて(参考)	130
①使用の目的と形	81	(IV) 霧吹と烙熨とアイロン	134
②意匠	84	①霧吹	134
③裁方・縫方	85	②烙熨とアイロン	135
(三) 指導上の注意	86	(V) 洋服の着方	137
第二種 ミシン使用法	86	(三) 指導上の注意	137
(一) 要旨	86	第四課 肌褌袴	138
(二) 実際指導	87	(一) 要旨	138
(I) 踏方とこれに必要な部分名称	87	(二) 実際指導	139
①部分名称	87	(一) 形, 各部の名称出来上り寸法, 地質	139
②踏方練習	88	①形及び各部の名称	139
(II) 空縫練習と部分取扱	90	②出来上り寸法(各自用)	139
①針とその付け方	90	③地質	141
②縫始め準備	91	(II) 裁方	141
③抑へ金	91	(III) 仕立方	143
④縫方(直線縫)	91	①袖の標付け方, 縫方	144
⑤針目の調節ねぢ	92	②身頃と衿の標付け方, 縫方	145
⑥角縫・曲線縫の練習	92	(IV) 畳み方	155
(III) 並縫と部分取扱	92	(V) 白色綿布に就いて	155
①上糸の掛方	93	(VI) 褌袴に就いて(参考)	156
②下糸の掛方	94	①寸法	156
③縫方	97	②裁方と縫方	156
④糸の調子	97	(三) 指導上の注意	160
(IV) 下糸の巻方	98	第五課 中裁単長着	161
(V) 納め方・掃除・油さし方	99	(一) 要旨	161
①納め方	99		
②掃除	100		

(二) 実際指導	161	②仮縫	209
(I) 各部の名称	161	③標附	209
(II) 使用目的と形・寸法・地質・色・柄	162	④縦横縫方	210
①使用目的と形	162	⑤心拵へ	211
②出来上り寸法(十二, 三歳用, 元禄袖)	163	⑥心附	212
③地質・色・柄	164	⑦真中の拵方・仕上	213
(III) 裁方	165	(V) 使用目的と使用者による帯の種類	214
(IV) 仕立方	168	(VI) 和服の着方	214
①袖の標附け方(元禄袖)	168	(三) 指導上の注意	215
②身頃・衿の標附け方, 縫方	170	第九課 スリッパ	215
(V) 男児中裁単長着	187	(一) 要旨	215
(三) 指導上の注意	187	(二) 実際指導	216
第六課 腹掛と寝冷知らず	187	(I) 使用目的	216
(一) 要旨	188	(II) 型と型紙	217
(二) 実際指導	188	(III) 地質	217
一 腹掛	188	(IV) 裁方と縫方	218
二 寝冷知らず	189	①簡単な洋服の型からスリッパの型へ	218
其の一	189	②簡単な上着胴の製図からスリッパの型へ	219
其の二	193	③縫代の附け方, 裁方	222
其の三	194	④縫方	222
(三) 指導上の注意	199	(三) 指導上の注意	224
第七課 足袋・靴下の繕ひ方	199	第十課 自由材料	226
(一) 要旨	199	第三篇	
(二) 実際指導	199	第一課	227
①足袋・靴下の刺縫	200	第一種 大裁単長着(女物)	227
②足袋の色紙継	200	(一) 要旨	227
③足袋の穴継	201	(二) 実際指導	227
④靴下の穴継	202	(I) 形と寸法	228
(三) 指導上の注意	203	①形と名称	229
第八課 半幅帯	204	②出来上り寸法	231
(一) 要旨	204	(II) 地質・色・柄	232
(二) 実際指導	204	(III) 裁方	233
(I) 使用目的及び地質・色・柄と長着との調和	204	一 並幅物	233
①地質	205	二 広幅物	235
②地質・色合・柄と長着との調和	206	(IV) 仕立方	237
(II) 各部の名称寸法	208	①縫方順序	237
(III) 出来上りの良否	208	②袖の標附け方, 縫方	237
(IV) 仕立方	208	③身頃の標附け方, 縫方	237
①布整理	208	④衿の標附け方, 縫方	240

⑤裾紘	241	(IV) 裁方・縫方	281
⑥衿の標附け方, 縫方	241	(三) 指導上の注意	284
⑦袖附・八つ口紘	243	第三課 小裁衿長着	285
⑧仕上	243	(一) 要旨	285
⑨本畳	244	(二) 実際指導	285
(V) 男物	246	(I) 大裁単長着及び中裁単長着 との比較並びに寸法	285
①形と寸法	246	(II) 使用目的と地質・色・柄	287
②縫方	248	(III) 裁方	288
③解き方	248	①表	288
(VI) 洗濯と繕ひ	250	②裏	288
(三) 指導上の注意	250	(IV) 仕立方	290
第二種 洋服	250	①袖	290
(一) 要旨	251	②身頃	292
(二) 実際指導	251	(三) 指導上の注意	296
(I) 簡単なる洋服による場合	251	第四課	299
①身頃の工夫	251	第一種 袖無羽織	299
②衿	252	(一) 要旨	299
③袖口	255	(二) 実際指導	299
④衿布・袖口布に就いて	256	(I) 形・名称・寸法・地質・ 色・柄・綿	299
⑤縫方順序	257	①形と名称	300
(II) 製図による場合	257	②出来上り寸法	300
①胴袖の原型	257	③地質・色・柄	301
②裁方	259	(II) 長着との関係	302
③縫方	262	(III) 裁方	302
(三) 指導上の注意	268	①表布	302
第二課	268	②裏布	302
第一種 帽子	268	(IV) 仕立方	302
(一) 要旨	269	①身頃標附け方	303
(二) 実際指導	269	②身頃縫方	303
(I) 主要目的と採寸	269	③褶の標附け方	303
(II) 裁方	273	④褶の附け方	304
(III) 地質	273	⑤脇明け縫及び含み綿	304
①表布	273	⑥綿入れ	304
②裏布	273	⑦仮綴・縦綴	306
(IV) 縫方	274	⑧紐附	306
(三) 指導上の注意	274	⑨衿の折り方	306
第二種 エプロン	274	⑩衿附	308
(一) 要旨	274	(三) 指導上の注意	308
(二) 実際指導	275	第二種 袖無短コート	310
(I) 形・地質・色	275	(一) 要旨	310
(II) 簡単な洋服から	277		
(III) 胴原型から	280		

(二) 実際指導	310
(I) 使用目的と形・地質・色・柄及び上着との調和	310
①形	311
②地質・色・柄及び上着との調和	311
(II) 裁方・縫方	312
(A) 袷短コート	312
①裁方	312
②縫方	312
(B) 単衣コート	314
①裁方	314
②縫方	315
(III) 指導上の注意	317
第五課 作業服	318
(一) 要旨	318
(二) 実際指導	318
(I) 使用目的と形・地質・色	318
①形	319
②地質と色	320
(II) 簡単なる割出し方と裁方	320
①割出し方, 布の裁方	320
(III) 仕立方	322
①袖	323
②身頃	323
(三) 指導上の注意	324
補充材料	325

6 一. 自由材料 (お手玉袋類・雑巾等)		
二. かがり縫		
三. 用具に就いての注意		
7 風呂敷	5 中裁単長着	3 小裁袷長着
8 ズロース	6 腹掛と寝冷知らず	
9 前掛		
10 自由材料 (たすき・紅白たすき・腰紐等)	7 足袋・靴下の繕ひ方	
11 シャツ	8 半幅帯	4 一. 袖無羽織
12 自由材料 (雑巾・枕覆・袋類・紐類・ズロース・前掛等)	9 スリッパ	二. 袖無短コート
	10 自由材料	5 作業服
		補充材料

資料 IV (本文 p. 38)

資料 III-2 (本文 p. 36, 37)

尋常小学 裁縫新教授書

第四学年	第五学年	第六学年
1 運針	1 涎掛	1 一. 大裁単長着(女物)
2 雑巾	2 一. 小児用エプロン(二,三歳用)	二. 洋服
3 枕		2 一. 帽子
4 枕覆	二. ミシン	二. エプロン
5 袋類(算盤袋・物差袋・草履袋・糊漉袋・糠袋等)	3 簡単な洋服	
	4 肌襦袢	

高等小学

裁縫新教授書

文部省

昭和九年四月二十六日 印刷

昭和九年五月三日 発行

著作権者 文部省

発行所 大日本図書株式会社

凡例

高等小学 裁縫新教授書 目次

第一篇

第一課

1

第一種 大裁単長着(女物)

1

(一) 要旨

1

(二) 実際指導	2	①形と寸法	39
(I) 形と寸法	2	②裁方	40
(II) 地質・色・柄	2	③仕立方	40
(III) 裁方	2	(三) 指導上の注意	41
①並幅物	2	第二種 女児服	42
②広幅物	9	(一) 要旨	42
(IV) 仕立方	12	(二) 実際指導	43
①縫方順序	12	(I) 一歳乃至三歳用上着	43
②袖の標付け方・縫方, 身頃の 標付け方・縫方	12	①型紙の拵へ方	44
③衿の標付け方・縫方	12	②地質・色	45
④裾衿, 衿の標付け方・縫方, 袖 附, 八つ口衿, 仕上, 畳み方	14	③裁方	46
(三) 指導上の注意	14	④縫方	47
第二種 大裁単長着(女物)		⑤形の変化	50
附 中小裁単長着説明	21	(II) ロンパース(二歳乃至五歳 用)	52
第二課	22	①型紙の拵へ方	52
第一種 中小裁単長着	22	②地質・色	53
(一) 要旨	22	③裁方	53
(二) 実際指導	22	④縫方	54
(I) 嬰兒用小裁単長着	23	⑤形の変化	57
①形と寸法	23	(III) 二歳乃至六歳用上着	59
②地質・色・柄	24	①型紙の拵へ方	59
③裁方	24	②地質・色	61
④仕立方	25	③裁方	62
(II) 一二歳用小裁単長着	28	④縫方	63
①形と寸法	28	⑤形の変化	66
②地質・色・柄	30	附 ブルーマース	73
③裁方	30	①型紙裁方	74
④仕立方	30	②縫方	74
(III) 三歳乃至五歳用小裁単長着	33	(IV) 五歳乃至十歳用上着	76
①形と寸法	33	①各種の形に就て	76
②地質・色・柄	34	②地質	76
③裁方	34	③型紙の拵へ方, 仕立方	78
④仕立方	35	(V) 十一歳乃至十六歳用上着	82
(IV) 五歳乃至十三歳用中裁単長 着	35	(A) 家庭着	82
①形と寸法・地質・色・柄	36	① I 図に就て	82
②裁方	38	② II 図に就て	89
③仕立方	39	(B) 通学服兼運動服(ブラウス とジャンパー)	93
〔附〕 三つ身裁単長着(三歳乃至五 歳用)	39	①地質・色	94
		② I 図に就て	94
		(a) ブラウス	94

(b) ジャンパー	95
③II図に就て	98
(a) ブラウス	98
(b) ジャンパー	102
(C) 外出着	103
①地質・色・柄	105
②I図に就て	105
②II図に就て	108
(D) 短コート	109
(三) 指導上の注意	111
第三課 大裁単長着 (男物)	115
(一) 要旨	115
(二) 実際指導	115
(I) 形と寸法	115
(II) 地質・色・柄	115
(III) 裁方	115
①裁切身丈	116
②裁切衽下り	116
(IV) 仕立方	121
①袖の標附け方・縫方	121
②身頃の標附け方, 縫方	122
③衽の標附け方, 縫方及び衿下 紵・裾紵	125
④衿の標附け方, 縫方及び掛衿	125
⑤袖附	128
⑥仕上及び畳み方	128
(三) 指導上の注意	129
第四課 合はせ帯	131
(一) 要旨	131
(二) 実際指導	131
(I) 両側の取り合はせ及び長着 との関係	131
①両側の取り合はせ	131
②長着との関係	133
(II) 各部の名称及び寸法	133
(III) 出来上りの良否	133
(IV) 仕立方	133
①布整理	133
②垂・手の寸法の定め方	135
③両側の釣合	136
④仮綴	136
⑤標附	137

⑥縦横の縫方	137
⑦心拵へ	139
⑧心附	139
⑨返し口の紵方・仕上	140
(三) 指導上の注意	140
第五課 繕ひ方及び廃物利用	146
(一) 要旨	146
(二) 実際指導	146
(I) 繕ひ方	146
①刺継	146
②色紙継	146
③穴継	147
④割接	147
⑤重ね接及び突合はせ接	147
⑥掛接	147
⑦毛織物の繕ひ方	148
(II) 廃物利用	149
(三) 指導上の注意	150
第六課 座蒲団	153
(一) 要旨	153
(二) 実際指導	153
(I) 使用目的と形・寸法及び綿	153
(II) 地質・色・柄	155
(III) 縫方	156
(IV) 綿の入れ方	156
(V) 綴ぢ方	157
(三) 指導上の注意	158
第七課 大裁袷長着 (女物)	159
(一) 要旨	159
(二) 実際指導	159
(I) 小裁袷長着・大裁単長着と の比較	159
(II) 地質・色・柄	161
(III) 出来上り寸法	162
(IV) 裁方	162
①表地	162
②裾廻し	162
③奥裏裁方	165
(V) 仕立方	167
①袖の標附け方・縫方	167
②身頃の標附け方・縫方	170
③衽の標附け方・縫方	172

④衿の標附け方・縫方	174	(三) 指導上の注意	206
⑤裾綴	174	第三課	208
⑥仕上	176	第一種 男児服	208
(三) 指導上の注意	176	(一) 要旨	208
第一篇附録 女袴	178	(二) 実際指導	208
(一) 要旨	178	(I) 一歳乃至五歳用男児服	208
(二) 実際指導	178	(II) 三歳乃至五歳用男児服	208
(I) 形と寸法	178	①型紙の拵へ方	209
(II) 地質・色・柄	182	②地質・色・柄	211
(III) 裁方	182	③裁方	212
(IV) 仕立方	185	④縫方	212
①各布の縫合はせ及び裾紵	185	⑤応用変化	218
②襷取り	185	(III) 三歳乃至七歳男児用運動服	221
③相引及び裾紵の始末	187	①型紙の拵へ方	221
④笹襷	187	②地質	223
⑤紐紵及び後紐の拵へ方	189	③裁方	223
⑥前紐附	190	④縫方	224
⑦後紐附	191	⑤変り形	229
⑧門留	191	(IV) 七歳乃至十歳男児用運動服	231
⑨仕上及び畳み方	191	①型紙の拵へ方	231
(V) 大人用(参考)	193	②地質・色	231
(三) 指導上の注意	194	③裁方	232
第二篇		④縫方	232
第一課 大裁袷長着(男物)	195	(三) 指導上の注意	236
(一) 要旨	195	第二種 仕事着	242
(二) 実際指導	195	(一) 要旨	242
(I) 形と寸法	195	(二) 実際指導	242
①形	196	(I) 事務服	243
②出来上り寸法	196	(A) 和服用	243
(II) 地質・色・柄	197	①形と名称	243
(III) 裁方	197	②出来上り寸法	244
(IV) 仕立方	198	③地質・色・柄	244
①袖の標附け方・縫方	198	④裁方	244
②身頃の標附け方・縫方	200	⑤標附け方	246
③衿の標附け方・縫方	202	⑥縫方	248
④衿の標附け方・縫方	202	⑦部分の形の変化	253
⑤裾綴	203	参考 コート	258
⑥仕上	203	(B) 洋服用	260
(三) 指導上の注意	203	①形	260
第二課 大裁単長着(女物)速縫	206	②地質・色・柄	260
(一) 要旨	206	③型紙の拵へ方	260
(二) 実際指導	206	④裁方	262

⑤縫方	264	③裁方	307
⑥略仕立及び形の変化	265	④子供用半纏	309
(II) 田園服(野良着)	267	(三) 指導上の注意	311
①形	267	第五課 小裁綿入長着	
②モンペ 例一	269	附 中裁綿入長着説明	312
③モンペ 例二	274	(一) 要旨	312
④子供モンペ	275	(二) 実際指導	312
(三) 指導上の注意	277	(I) 小裁単・裕長着との比較,	
第四課 大裁裕羽織(女物)及び半纏		名称・寸法	312
附 中小裁羽織説明	279	①小裁単・裕長着との比較	312
第一 大裁裕羽織(女物)	279	②各部名称	312
(一) 要旨	279	③出来上り寸法	312
(二) 実際指導	279	(II) 裁方	313
(I) 形・名称・寸法・地質・		①表	313
色・柄	279	②裏	313
①形と名称	279	(III) 仕立方	314
②出来上り寸法	282	①袖の標附け方・縫方	314
③地質・色・柄	283	②身頃・衿・衿の標附け方・縫方	317
(II) 裁方	284	③袖附及び身八つ口の含綿	318
①並幅物	284	④裾合はせ・表衿下の躰	318
②広幅物	289	⑤綿入	318
③裁切り方	289	⑥綴ぢ方・紵方	322
(III) 仕立方	289	⑦紐附・肩揚・腰揚・背守	324
①標附け方及び衿の折り方	289	⑧仕上	324
②縫方	292	附 中裁綿入長着	324
(IV) 参考	296	①形・各部名称・出来上り寸	
①裁方に就て	296	法	324
②標附け方に就て	297	②地質・色・柄	324
③縫方に就て	298	③裁方	325
第二 半纏	300	(三) 指導上の注意	326
(一) 要旨	300	第六課 大裁裕羽織(男物)	327
(二) 実際指導	300	(一) 要旨	327
①形と名称	300	(二) 実際指導	327
②出来上り寸法	301	(I) 形・名称・寸法・地質・色	
③地質・色・柄	302	・柄	327
④裁方	302	①形と各部名称	327
⑤仕立方	303	②出来上り寸法	328
附 中小裁羽織及び半纏説明	305	③地質・色・柄	328
(一) 要旨	305	(II) 裁方	328
(二) 実際指導	305	(III) 仕立方	329
①形と出来上り寸法	305	①袖の標附け方・縫方	329
②地質・色・柄	307	②身頃及び裾の標附け方・縫方	329

③袖附	329
④八つ留・袖口下・袖下縫・ 前襟附	330
⑤紐附・衿	331
⑥仕上	331
(三) 指導上の注意	331

資料 V-1 (本文 p. 38)

初等科裁縫 上 教師用

文部省

昭和十七年四月十五日 印刷
 昭和十七年四月二十日 発行
 昭和十七年四月二十日 翻刻印刷
 昭和十七年五月二十日 翻刻発行
 著作権所有 著作兼発行者 文部省
 発行所 東京書籍株式会社

目 録

第一 芸能科指導の精神	1
(一) 要旨	1
(二) 芸能科指導の方針	5
(三) 教材の選択排列	7
(四) 指導上の注意その他	9
第二 芸能科裁縫指導の精神	15
(一) 芸能科裁縫の目的	15
(二) 芸能科裁縫指導の方針	16
(三) 芸能科裁縫指導の体系	20
(四) 芸能科裁縫指導上の注意その他	20
一 設備 用具	21
二 材料	35
三 躰	37
四 基礎技術	38
五 製作	45
六 鑑賞	48
七 着方	49
八 整理・保存	50
九 地方的教材	51

十 時間配当	53
十一 他教科他科目等の関連	53
第三 初等科裁縫上指導の実際	54
(一) 初等科裁縫上の教材内容	54
(二) 各説	56
一 よい身なり	56
二 食事用ひざかけ	60
三 机ふき	65
四 糸くづ入れ	70
五 お手玉・針さし	77
六 せんたく	82
七 手さげ袋	87
八 前かけ	94
九 着物のしまつ	109
十 袋・枕おほひなど	112
十一 下ばき	118
十二 針くやう	125
十三 べんたう包み	128

附録

芸能科裁縫ニ関スル法令	135
-------------	-----

初等科裁縫 中 教師用

文部省

昭和十八年二月廿四日 翻刻印刷
 昭和十八年六月十一日 翻刻発行

目 録

第一 芸能科指導の精神	1
(一) 要旨	1
(二) 芸能科指導の方針	5
(三) 教材の選択排列	7
(四) 指導上の注意その他	9
第二 芸能科裁縫指導の精神	16
(一) 芸能科裁縫の目的	16
(二) 芸能科裁縫指導の方針	17
(三) 芸能科裁縫指導の体系	21
(四) 芸能科裁縫指導上の注意その他	21
一 設備 用具	21
二 材料	36
三 躰	38
四 基礎技術	39
五 製作	46

六 鑑賞	49
七 着方	50
八 整理・保存	51
九 地方的教材	52
十 時間配当	54
十一 他教科・他科目及び行事との 関連	54
第三 初等科裁縫中指導の実際	56
(一) 初等科裁縫中の教材の内容	56
(二) 各説	59
一 私の着物	59
二 織物	64
三 シャツ	68
四 寝びえ知らず	85
五 寝まき	91
小ぎれの利用	106
六 中着	109
帽子	117
ミシン	123
附録	
芸能科裁縫ニ関スル法令	134

初等科裁縫 下 教師用

文部省

昭和十八年五月 七日 翻刻印刷

昭和十八年六月十一日 翻刻発行

目 録

第一 芸能科指導の精神	1
(一) 要旨	1
(二) 芸能科指導の方針	5
(三) 教材の選択排列	7
(四) 指導上の注意その他	9
第二 芸能科裁縫指導の精神	16
(一) 芸能科裁縫の目的	16
(二) 芸能科裁縫指導の方針	17
(三) 芸能科裁縫指導の体系	21
(四) 芸能科裁縫指導上の注意その他	21
一 設備 用具	21
二 材料	36
三 躰	38
四 基礎技術	39

五 製作	46
六 鑑賞	49
七 着方	50
八 整理・保存	51
九 地方的教材	52
十 時間配当	54
十一 他教科他科目及び行事等との 関連	54
第三 初等科裁縫下指導の実際	56
(一) 初等科裁縫下の教材内容	56
(二) 各説	58
一 うは着	58
二 織物	86
三 せんたく	92
四 じゅばん	97
五 虫干し	115
ふろしき	119
六 作業前掛	127
七 たび・靴下のつくろひ	138
八 衣類生活	143
附録	
芸能科裁縫ニ関スル法令	145

資料 V—2 (本文 p.38)

初等科裁縫上・中・下 教師用

第四学年	第五学年	第六学年
1 芸能科指導の精神	1 芸能科指導の精神	1 芸能科指導の精神
2 芸能科裁縫指導の精神	2 芸能科裁縫指導の精神	2 芸能科裁縫指導の精神
3 初等科裁縫上指導の実際	3 初等科裁縫中指導の実際	3 初等科裁縫下指導の実際
一 よい身なり	一 私の着物	一 うは着
二 食事用ひざかけ	二 織物	二 織物
三 机ふき	三 シャツ	三 せんたく
四 糸くづ入	四 寝びえ知らず	四 じゅばん
	五 寝まき	五 虫干し ふろしき

れ	小ぎれの	六 作業前掛
五 お手玉・	利用	七 たび・靴
針さし	六 中着	下のつくる
六 せんたく	帽子	ひ
七 手さげ袋	ミシン	八 衣類生活
八 前かけ		
九 着物のし		
まつ		
十 袋・枕お		
ほひなど		
十一 下ばき		
十二 針くや		
う		
十三 べんた		
う包み		

それは第一に修練である。故に行と行得とを忘れた観念や観想のみであってはならないのである。又、それは道の修練である。故に単なる技能や知識の伝習のみに留らず道を求め道を修める心がなくてはならないのである。又、それは皇国の道の修練である。故に我が国の伝統を忘れた外国の芸能への心酔や国家を超えた芸術至上主義とか美の為とかいうようなものであってはならないのである。あくまでも吾が国芸術技能の実習を通して皇国の道を体得せしめることであらねばならないのである。

次に芸能科は国民錬成の為の教科である。故に抽象的な個人の人格の完成とか自我の実現の為の教育ではなく、具体的に忠良な皇国臣民を錬成する為の芸能教育であり、又、国境を越えた単なる人間性の教養ではなく歴史的な日本国民性の錬成の為の芸能教育であらねばならないのである。

更にそれは基礎的錬成の為の教科である。故に児童将来の多様な発展の由って出づるその基礎に培へばよいのであって、専門じみた純粋芸術の教育とか、小芸術家を育てるかのような教育に流れてはならないのである。

二 国民生活の充実

抽象的な個人というようなものは現実には存在しない。吾々は根本的に歴史的社会的な存在である。故に現実の吾々の生活はすべて当然に歴史的社会的な国民生活であるのである。そうして本来吾々はかかる国民生活によって形成せられて、又、国民生活を形成して行くべき存在である。従ってかような生活を営む吾々には内にある国民的、情操的なものを、具体的な客観的なものにまで表現し形成してゆくことによって、どこまでも自分を見て行き自覚してゆこうとする芸能的表現の要求がある。そうして之を果すことによって、深い底からの満足と歓びがあり、又それによって吾々の国民生活は豊醇にされ潤沢にされ生きがいのある華も実もある生活をなし得るのである。そこに吾々の国民生活の充実がある。芸能科はかような意味に於て国民生活の充実を目的とするのである。

三 芸術と技能

資料 VI-1 (本文 p.38)

第一 芸能科指導の精神

(一) 要旨

一. 皇国の道の修練

芸能科教育の要旨は、先づ第一に皇国の道に則って初等普通教育を施し国民の基礎的錬成をなすにある。これは言うまでもなく、国民学校教育の一般の原則であるが、特に芸能科の教育に当るものの銘記しておく必要のあることである。

吾々は悠久の昔から吾々の祖先が修練し創造してきた歴史的国民的な芸能文化の中に養われ育てられている。そこには祖先が吾々に遺した伝統的な物の見方、感じ方、考え方があり、道がある。そうした其等のものの帰結するところは、芸能文化の筋を通しての皇運扶翼ということにある。それが皇国の道である。吾々はこの皇国の道に於て現に生かされていると共に、将来益々之を發揚して行かねばならぬのである。即ち芸術技能を修練することを通してこの皇国の道に参じ、自分に於て皇国の道を自証し、皇国の道に於て自分を自覚し、皇国の道の使徒として、之を紹述し之を顕彰し以て国運の発展に貢献していかなばならぬのである。

国民学校教育の一分節として芸能科の分担する部分は、芸術と技能の修練であり、要するに情操の醇化ということにある。芸術は主として美的な価値に重点を置く表現活動であり、技能は広い意味では芸術を含むか芸術に対して云えば実用的、實際的な価値に重点を置く表現活動である。しかし芸能科の中にこの二つが二元的に併立するのではなく、又、芸術と技能とが別々に先づあって、之を組合せて芸能科ができるのでもなく、本来一体である芸能的活動の両極をなすにすぎないのである。即ち芸術は技能を反極としてもち、技能は芸術を反極としてもち、共に情操を基調とした生活態度の現れであり、共に行動を通し物を素材として合理的に形成してゆく表現の活動を中心とするものである。

あくまでも實際生活を離れず、實際生活に即してゆこうとする芸能科に於ては、美と実用とを一如の姿で生活に具現してゆくことを理想とする。加之本来美と実用とは必ずしも矛盾するものではないのみならず、却ってこの兩者を巧に相即融合せしめることこそ吾が国芸能のすぐれた伝統の一つであるのである。

芸術技能の修練に於ては、どこまでも身を以て行じ、身に訴えて知り、身についたものとせねばならない。芸能科には各科目とも表現、鑑賞、理會等の諸方面があるが、作ることと、見ることと、知ることとは本来離るべからざるものであるから、此等は相互に密接な関連を保ちつつ、すべてこの精神をもって貫かれ、且つ常に反復練習と苦心推敲とのうちに百鍊自得せしめることが大切である。

(二) 芸能科指導の方針

一 精神の訓練

芸能科の指導に於ては技巧に流れず精神の訓練を重んぜねばならない。古来、吾が国民は技巧に於てすぐれているに拘らず、技巧の末梢にのみ偏することを深く戒め術を超えて道を求め、技術を通して精神をねり、心身一体心技一致のところに道を修めて人間をつくるということを重んじたものである。吾が国芸道のかような伝統は芸能科に於ても益々維持発揚せねばならな

い。

所謂、技巧に流れずとは、かような心技一致の具体的な創造から抽象された単なる技巧を偏重して手先きの器用さなどのみを追う流弊を戒めたのであって、決して技巧を無視する意味ではない。本来技術の修練を外にして精神の訓練のあるはずもなく、精神は技術を通してのみ磨かれ、技術は精神によってのみ輝くものであることは言うまでもない。

精神の訓練は、修練の過程に於てこそ行われる。故に芸能科に於ては製作実習の過程を重視して、単に結果や成績のみを偏重してはならない。又、この過程に於ける修練には興味や欲びがなくてはならぬと共に、刻苦して製作し久しきに堪えて完成するという真剣な心構えや、作品に於て自らを省りみ、過程そのものに自ら楽しむというような真摯な態度を養うことも忘れてはならない。芸能科をもって単に興味中心の遊びごとのみ観ずるような考え方は深く戒める必要がある。

二 我が国芸術技能の特質

芸能科に於ては吾が国芸術技能の特質を知らしめねばならない。祖先の遺産としての歴史的な芸能的作品は、国民精神や国民的情操の最も具象的な現れであり、大きな陶冶力をもつものである。従って児童は之にふれることによって、最も有効に端的に国民的情操を陶冶することができるのである。特に各科目ともその鑑賞の教育に於ては此の点に留意せねばならぬ。

我が国民の芸能的な天分や個性や伝統及び外来文化摂取醇化の精神態度等を理會せしめ、これ等のものが今後の我が国芸能文化創造の根幹となるべきものであることを、児童の程度に応じて知らしめることが必要である。

我が国の芸能文化を尊重することが、決して退嬰的な尚古主義や、外国文化の排斥を意味するものでないことは、言う必要もないことである。

三 工夫創造力の養成

芸能科に於ては工夫創造力の養成に力めねばならぬ。従って自発と個性を重んじ、表現の意欲を鼓舞し、発明創案に力めしめることに留意

せねばならぬ。特に芸術的・技術的良心を養い、小成に安んずることなく、推敲改良して已まない態度を養うことが大切である。

我が国芸能の伝統を尊重することと創造力の養成とは決して相反するものではない。偉大なる伝統こそ真に創造するものである。これと共に今後の芸能科教育に於ては従来よりも一層科学的合理的なものの参加が必要とせられる。我が国芸能のすぐれた伝統であるところの勘とか妙とかいう直感的なものは、近代の科学的な知性と相俟って更に一層創造的になるであろう。科学的な知性を離れた芸能は秘传的、個人的になって停滞しがちである。芸能科に於て知性的なものが重視せられている所以である。

(三) 教材の選択排列

教材は、我が国の芸能文化につき、芸能科の目的を達するに必要なものを国民生活及び学校行事の実際に即し、児童の心身及び技能の発達に留意して精選すべきである。又、かような教材は、之を発生的に展開せしめると共に他の教科との作業的な関連を考慮して教材を定位せしめることに留意すべきである。

右の趣旨に従って教材の体系は四段階に分けて排列する。

第一期 初等科第一学年、第二学年

児童の思想感情の拡充と表現意欲の自由暢達とを主眼とし、特に児童の主体的活動、戯遊的態度に即して表現の豊富を期し表現の欲びを感得させることに留意する。

第二期 初等科第三学年

前期の主体的な遊戯的な表現を次第に自覚的な又目的的な表現に導き、観照的な写実的な態度への円滑な誘導に力める。

第三期 初等科第四学年、第五学年、第六学年

観照的な態度を確立し、対象の理性的な認識を修練させ芸術的規範や自然の理法に随順せしめつつ創造する精神を養い、技能を修練させる。

第四期 高等科第一学年、第二学年

前三期の総合的応用を徹底し、之を生活に具

現することに留意すると共に吾が国芸能の伝統に関する理會と鑑賞とを深めて国民的芸能創造の素地に培うことに留意する。

尚、教材を具体化實際化する為に、児童の家庭や郷土の生活に即せしめ、学校の儀式行事とも関連せしめることが必要である。又、此の趣意から、農山漁村の教育が徒らに都市の教育に追隨するの弊などは芸能科に於て特に深く戒めねばならぬ。又、教科書に於ける教材選定排列の精神に体し、之に則って適宜、地方の代用教材や補充教材を発見し考案することの必要な場合が芸能科に於ては特に多いであろう。併し、普通教育として陶冶価値の乏しい稀有特異の地方的資料に偏することは眞まぬばならぬ。

(四) 指導上の注意その他

一 日常生活への応用

芸能科の教育が単に教室だけのものに終らず、茲で修練した情操なり技能なり、知識なり感覚なりが、児童の日常生活の全面に具現され応用され、生活そのものも、生活の環境も、芸術的に、技術的にたしなみ深く洗練されたものとなり、又、能率的、合理的なものとなるように指導することが大切である。更に進んでは利用厚生とか、国防産業の方面に寄与貢献する精神を養うことが大切である。

二 個性の伸長と共同作業

芸能科に於ては教科の性質上特に個性の伸長に留意せねばならぬことは言うまでもない。唯、個性と癖とを混同したり、誤まった自由や放任に墮したり、個人主義的な教育に終ったりすることは戒めねばならぬ。特に初等教育としての或る一定の要求を充すことを忘れてはならないことは勿論である。

個性の発揮と、之を総合することによる共同作業を適宜行はせ、個性を通して全体に奉仕し、相互に協力する精神を養うことは今後愈々必要とせられるであろう。

三 躰・姿勢

躰の教育は吾が国教育に於けるゆかしい伝統である。特に芸能科は行動作業を主とするものであり、且つ用具・材料を取扱うことも多いか

ら、躰の教育を行う必要も機会も効果も格別多いものがある。特に清潔・整頓・仕事の後始末・材料の節約利用等の良習を養い、座作進退の行儀を練ることに注意せねばならぬ。

姿勢は芸能科に於ては単に衛生保健の立場からばかりでなく、能率的とか芸術的とかの立場からも、注意せねばならぬ。即ち仕事に対する気魄や気合などの心構への現れとして姿勢を考へ、所謂構えとして精神的で合理的でしかも自然に安らかであるように指導せねばならぬ。又、作られる作品の美と共に作るはたらきそのものの美をも現ずるという意味でも指導したいものである。作品の批正の如きも原因にさかのぼって姿勢の批正から、広義の姿勢ともいふべき机腰掛等の関係にも及び、更に進んでは根本的に心構えの批正にまで及ぶようにしたいものである。

四 用具・材料

用具に就ては名称・構造・機能・使用法・手入法・保存法等から物によっては分解・組立・修理についても適当に指導すると共に、之を手の延長と観じさせて大切に愛護させねばならぬ。特に古来道具を単なる手段としての器具以上のものとして尊重し、寧ろ之を神聖なものとさえて来た伝統精神を重んじて用具愛護の精神を養はねばならぬ。

材料に就てはその性質を明かにし物の理に循って造る態度を養い常に製作に即し技法に関連しつつ種類・特性・選択・保存等について指導すると共に之を単なる自然の物質・製作の手段としてみるのみでなく、古来之を自然の恩恵と観じ、勿体ないと感じて来たような伝統に鑑み、単なる経済的な意味からばかりでなく、精神的な立場からも資源愛護廃物利用等の態度を指導してゆきたいものである。

五 他教科他科目・儀式・学校行事との関連

芸能科及びその諸科目は夫々独自の価値と組織とをもつものであるから、他によって之を歪められる如きことなく夫々の地位に於て陶冶価値を發揮すべきことは勿論であるが、之がために偏狭な科目割劃の流弊に墮することは国民学校教育の精神に鑑み深く戒めねばならぬ。芸能科の諸科目はその作業的性質の故に他教科、他

科目及び学校の儀式行事と殊に密接な関連があることを弁へ、独自の特色を保ちつつも其等と自然にしてしかも必然な関連を保ってゆくようにせねばならぬ。それは決して科目の価値と系統とを害するものでなく、却って之を発揚するものであることを知らねばならない。

上の如き関連は特に下記の如き点に於て保たれるべきである。

1. 国民科との関連芸能科は国民的情操を醇化し高雅なる趣味を涵養することを目的とする。従って国民的感動を通じて国民精神の涵養を意図する国民科とは最も密接な関連がある。特に道徳的情操を陶冶し、国民の品位を高め、又、吾が国家家庭生活の醇風美俗を発揚し、婦徳の涵養に資する等の点に於て関係の深いものがある。更に、国民科の教科内容を作業化して之を体得せしめることに依って、其の鑑賞や理會を徹底し、表現の力を精練する上に貢献する所が多い。
2. 理数科との関連芸能科は物を素材とし、道具や機械を手段とし、其等の理法に循って創造し、形成することを本質とする。用具・材料の理法に循うためには、其を明確に知らねばならず、其の爲には、之を観察し、思考し理會する理数科的の修練を必要とする。又創造する爲には技術を以て物进行处理せねばならぬ。技術は直覚的であると共に、合理的でなくてはならず、従って理数的な原理の応用としての性質を多分に含むものである。又、此の点に於て理論的であると共に直覚的な態度を重んずる理数科的の修練と相通するものがある。機械の理會や取扱を要素とする工作は勿論、音楽、図画、家事等に於ても此の合理的、直覚的な態度の修練は愈々必要とせられる。要するに理数科的の目的とする合理創造の精神の養成は芸能科に於ても忘るべからざるものである。
3. 体錬科との関連芸能科は身体の行動を通して芸術技能を修練し体得を重んじ、心身一体の境地に至ることを志すものである。此の点に於て、体錬科と深い関係がある。又、作業による心身の鍛錬、姿勢の訓練は勿論、団体

訓練の尊重、明朗快活な精神の養成等の点に於て関連の深いものがある。伝統的な武道精神と芸道精神とは相通ずる所が非常に多いことは言うまでもない。

4. 実業科との関連芸能科は勤勞作業を通して創造生産することを本質とする。従って、実業科に於ける勤勞愛好の精神及び創造生産の精神の養成に密接に関連する。

又、工夫・考案の精神及び協同の精神を養い、実業的知識及び技能の基礎的修練をなすことに於て実業科に提携すべき部面が多い。

5. 儀式・学校行事との関連儀式・学校行事は、多く音楽を伴うものである。従って歌曲による敬虔の心情、愛国精神の涵養に資し、又、之によって感情及び行動を統一して団体訓練に資する所が多い。又、式場や会場の装飾整備や行事内容に芸能的修練の貢献する所が多いのである。

六 設備・材料

芸能科に於ては、教科の性質上相当の物的設備及び材料が必須である。故に設備の充実については、今後一層積極的な計画的な考慮を要する。材料の供給についても同様に細心周到な工夫と配慮とが必要である。

七 教師の教養

芸能科の使命の重要性と、教科内容の進歩増大とに鑑み、教師の教養は一段と高きを要求される。制度の改善も設備の充実も一切は之を運用する教師其人によって活かされるのであるから、芸能科教師の深い教養や高い見識こそ芸能科教育振興の眼目といわねばならない。

第二 芸能科裁縫指導の精神

(一) 芸能科裁縫の目的

国民学校令施行規則第十八条に、

芸能科裁縫ハ普通ノ衣類ノ裁縫ヲ習熟センメ
衣類ニ関スル常識ヲ養ヒ婦徳ノ涵養ニ資スルモノトス

と規定されている。

思うにわが国芸能文化の中、衣類服飾に関し
ては、女子の与る部面が甚だ大である。殊に家の生活に於いて、裁ち縫うわざは専ら女子担当

するところであり、家族の衣類は殆どすべて主婦の手によって処理される。随って主婦の衣類に関する芸能的教養の如何は、家の経済、家族の保健及び品位を左右し、大にしてわが国服飾文化の消長、国運の隆替に関係する。よって芸能科裁縫に於いては、皇国女子の基礎的錬成を期し、日常所要の衣類の裁縫に習熟せしめ、衣類に関する各般の常識を養い、婦徳の涵養に資するのを以て目的とする。

(二) 芸能科裁縫指導の方針

一 基礎的修練の重視

普通の衣類といっても、その種類は多種多様である。衣類に関する常識も、材料、製作・着方・整理・保存・更生等に亘って、甚だ多岐である。限りある時間で、これら広汎な事項に全部を取扱うことができないのはもちろんであり、反復練習の余裕を得ることすら容易ではない。それで裁縫の指導に当っては、努めて基礎的なものについては習熟せしめなければならない。

二 合理的衣類処理の訓練

どんな材料を以て、どんな形を作り、どんなに着用し、どんな手入れをし、また整理をするか等を、保健・衛生・経済能率等の上から、合理的に考察し、計画的に処理するように導くべきである。これがためには、単なる技術の伝習、型の伝受に陥らしめず、常にその理に思いを致させなければならない。衣類整理に関する事項は、殊に科学的基礎に立って理會させなければならない。更に、用具の使用法、姿勢・手順等についても、なぜそうするのかという理由を自覚させ、たとえ待針一つ打つにも、その道理を心得てさせることが大切である。そうでなければ、得られた作品はどんなによい出来であっても、裁縫の力を養い得たとはいわれない。

なおこれらを抽象的理論としてでなく、なるべく児童の具体的な日常生活に即して体得せしめるように努むべきである。

三 経済的觀念の養成

家の生活に於いて、衣類は消費の重要な部分を占めている。殊に家の経済の健全であるか否かが、国力に関連すること重大なる刻下の実情

に顧みれば、主婦の任務は頗る大なるものがある。故に裁縫の指導に当っては、常に経済的顧慮を怠らず、衣類の数量・価格・使用法等にも十分注意せしめ、且つ物資を愛惜する精神と節約利用の習慣を養うに努むべきで、これまた婦徳涵養の一端である。

四 伝統の尊重

わが国の服飾文化は、わが特異なる歴史と風土とに育まれて、独自の発展を遂げて来た。試みに和装の特質を挙げれば、男女に応じ体格に応じた寒暑に応じて、極めて融通性・適応性に富んでいること、地位・年齢等の秩序を表示するなど道徳的使命を有すること、独得の高い美を備えていること、また技術上からいえば、上着・下着の形が殆ど同じく、裁断が直線的で簡易であるばかりでなく、古ぎれの利用範囲が広いこと等は、その一斑である。

然るに、活動的に簡捷を尚ぶ時代の要求に応じて、服装改善の急務が唱へられ、洋風衣類が盛に着用せられるに至った。その間、無批判な欧化主義や、不調和な考案も見受けないではなかった。これらは日本文化全体に関連しつつ、常に自主的に解決せらるべきであって、かかる創造発展の力を涵養する上からいっても、ますます伝統の教養を怠ることができない。芸能科裁縫に於いては、伝統を尊重して深くその美を探り、これを以て自らを養い、更にこれを新しい生活の要求に活かす道を求めしめなければならない。

五 情操の醇化

衣類の美は、人の着用を待って始めて発揮される。どんな美服も、その人に恰当しなければ、見るに堪えないものとなり、これに反して実用本位のものでも、実にその用にかなえば、よく健全な美をあらわす。然るに、徒らに華美を求めて浮薄、俗悪な流行を生ずるのは、美に対する好尚の低劣なるためであって、実に国民の品位に関する。故に裁縫教育に於いては、芸能各科と同じく情操醇化を指標とし、十分の効果を挙げなければならない。

六 婦徳の涵養

わが国今日の隆昌、将来の発展は、女子がその一半の責を負うものである。裁縫の指導に当

っては、児童をしてこの使命と責任を感じしめなければならない。由来わが国に於いては、裁縫教育を以て、女子教育の中核となし来ったというも過言ではない。一体衣類は継続的な作業によって始めて完成し得るものであり、また必ず纏め上げなければ役に立て得ないものである。かくの如くであるから、作業そのものが大いに意志の鍛錬に資する。またこれによって自ら着実なる思想に向かわしめることができ、清潔・整頓・綿密・忍耐・節約・利用等の良習慣をも養成することができる。更にひたすら着用者の喜びを以てわが喜びとする真心からなされて、始めて満足なものを得るのであって、そこに自己本位でない没我奉仕の精神が養われる。されば裁縫の指導に当っては、児童をして精神を一針一針に打ち込み、いわゆる魂のこもった作品を得しめるように、技を練り、心をみがかせなければならない。衣類の整理・保存等に関しても、また同じことである。

以下(三)、(四)の項は略す。

資料 VI-2 (本分 p.38)

芸能科と他教科他科目・儀式・学校行事との関連

芸能科 音楽・習字 図画・工作 裁縫(女児) 家事裁縫 (高等科女児)	国民科	道徳的情操を陶冶し国民の品位を高め我が国家家庭生活の醇風美俗を発揚し婦徳の涵養を資する養成
	理数科	合理創造性の精神養成
	体練科	作業による心身の鍛錬姿勢の訓練・団体訓練の尊重明朗快活な精神の養成 伝統的武道精神と芸能精神との共通点
	実業科	勤労愛好の精神及創造の精神・工夫考察の精神・協同の精神の養成

儀式・学校行事	多く音楽を伴い、歌曲による敬虔の心情愛国の精神の涵養と統一行動、団体訓練の養成
---------	---

芸能科裁縫指導の方針	
基	基礎的修練 材料・製作・着方・整理・保存・更生など衣類に関する常識を基盤において基礎的なものを習熟させる。
能	合理的衣類処理の訓練 衣類整理、用具の使用等保健衛生、経済能率を考え理論を基盤にして科学的計画的合理的に処理する訓練を行なう。
科	伝統の尊重 独自の発展を遂げて来たわが国服飾文化の中心である和服の特質を把握し、その伝統と美の探索を行なうと共に伝統的教育を怠ることなく活動的洋風衣類の着装の新しい生活の要求へ目を向けながら創造発展への力を涵養する。
裁	情操の醇化 衣類の美は、人の着用を待って始めて発揮される。用になつた健全な美と国民の品位を保つ指標とし情操醇化に心懸けることである。
縫	経済的観念の養成 家庭経済において衣類は、消費経済の重要部分を担当している。衣類の数量、価格、使用法、物品を愛惜する精神、節約利用の習慣を養う。
	婦徳の涵養 衣類は継続的作業により完成し、必ずまとめ上げなければ役立つたないものである。意志の鍛錬、着実な思想、清潔、整頓、綿密、忍耐、節約利用等の良習慣を養成することが出来る。一針一針に心をこめた作品は着用者の喜びであり、わが喜びと自負するよう養う。

資料 VI-3 (本文 p. 38)

芸能科裁料ニ関スル法令

国民学校令(抄)

第一条 国民学校ハ皇国ノ道ニ則リテ初等普通教育ヲ施シ国民ノ基礎的鍊成ヲ為スヲ以テ目的トス

国民学校令施行規則(抄)

第一条 国民学校ニ於テハ国民学校令第一条ノ旨趣ニ基キ左記事項ニ留意シテ児童ヲ教育スベシ

- 一 教育ニ関スル勅語ノ旨趣ヲ奉体シテ教育ノ全般ニ亘リ皇国ノ道ヲ修練センメ特ニ国体ニ対スル信念ヲ深カラシムベシ
- 二 国民生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ体得センメ情操ヲ醇化シ健全ナル心身ノ育成ニカムベシ
- 三 我ガ国文化ノ特質ヲ明ナラシムルト共ニ東亞及世界ノ大勢ニ付テ知ラシメ皇国ノ地位ト使命トノ自覚ニ導キ大国民タルノ資質ヲ啓培スルニカムベシ
- 四 心身ヲ一体トシテ教育シ教授、訓練、養護ノ分離ヲ避クベシ
- 五 各教科並ニ科目ハ其ノ特色ヲ發揮センムルト共ニ相互ノ関連ヲ緊密ナラシメ之ヲ国民鍊成ノ一途ニ帰センムベシ
- 六 儀式、学校行事等ヲ重シ之ヲ教科ト併セ一体トシテ教育ノ実ヲ挙グルニカムベシ
- 七 家庭及社会トノ連絡ヲ緊密ニシ児童ノ教育ヲ全カラシムルニカムベシ
- 八 教育ヲ国民ノ生活ニ即シテ具体的實際的ナラシムベシ
高等科ニ於テハ尚将来ノ職業生活ニ対シ適切ナル指導ヲ行フベシ
- 九 児童心身ノ発達ニ留意シ男女ノ特性、個性、環境等ヲ顧慮シテ適切ナル教育ヲ施スベシ
- 十 児童ノ興味ヲ喚起シ自修ノ習慣ヲ養フニカムベシ

第十三条 芸能科ハ国民ニ須要ナル芸術技能ヲ修練センメ情操ヲ醇化シ国民生活ノ充実に資センムルヲ以テ要旨トス

技巧ニ流レズ精神ヲ訓練スル事ヲ重ンジ眞摯ナル態度ヲ養フベシ
我が国芸術技能ノ特質ヲ知ラシメ工夫創造ノ力ヲ養フニカムベシ
教材ハ成ルベク土地ノ情況ニ応ジ生活ノ實際ニ即シ且国民の情操ノ陶冶ニ資スルモノタルベシ
日常生活ニ於ケル応用ヲ指導シ個性ノ伸長ニ留意スルト共ニ適宜共同作業ヲ課スベシ
躰ヲ重ンジ姿勢ニ留意シ用具、材料ニ付テ適切ナル指導ヲ為スベシ

第十八条 芸能科裁縫ハ普通ノ衣類ノ裁縫ニ習熟セシメ衣類ニ関スル常識ヲ養ヒ婦徳ノ涵養ニ資スルモノトス
初等科ニ於テハ運針、簡易ナル衣類ノ裁チ方、縫ヒ方及繕ヒ方ヲ課スベシ
高等科ニ於テハ其ノ程度ヲ進メテ之ヲ課シ且材料ノ選択、整理、保存其ノ他衣類ニ関スル常識ヲ養フベシ
家事ト相俟チ家ヲ齊ヘテ国ニ報ズルノ精神ヲ涵養スベシ
日常所用ノ材料ヲ用ヒ土地ノ情況ニ適切ナル指導ヲ為シ利用節約ノ習慣、工夫考案ノ力ヲ養フニカムベシ
躰ヲ重ンジ姿勢態度ニ留意シ用具ノ適切ナル使用並ニ整理ニ付テ訓練スベシ

資料 VII-1 (本文 p. 38)

高等科裁縫 上

文部省

昭和十九年四月 六日 印刷
昭和十九年四月 九日 発行
昭和十九年四月 九日 翻刻印刷
昭和十九年五月廿四日 翻刻発行
著作権所有 著作兼発行者 文部省
発行所 東京書籍株式会社

目 録

一 国民生活と衣類	1
二 衣類の材料	4

三 単長着	6
四 まる洗ひ	19
五 幼児用前掛	21
六 もんぺ	25
七 解き洗ひ	28
八 標準服乙型(裕)	30
九 作業用小物	43
十 足袋の類	45
十一 うは着(二部式)	47
十二 毛織物などの洗濯	58
附録	
ミシンの手入れ	61
運針記録	62

資料 VII-2 (本文 p. 38)

一 国民生活と衣類

剛健な国民は、一般に衣類も質実であります。が、気風のゆるんだ時代には、とかく華美な衣類が流行するものです。このように、衣類には国民性がうかがわれ、時代精神の現れを見ることができます。古来、わが国民の衣類生活がどのようにいとなまれて来たかといえますと、いつの時代でも、簡素であり、清潔を愛しました。また、衣類の寿命の続く限り、縫い返し染め直し、十分役に立たせ、つづまやかにくり廻しをする風があって、それがおのづから衣類の形にまで影響しています。

よい身なりがよい心構えを作り、かいかいしい身支度が勤労に意気込む心を生むのは、私どもがふだん経験していることです。したがって質実な衣類は、逆に国民の精神を剛健にするものであります。また皇国女子のしとやかさ、奥ゆかしさが、衣類を通じて養われているのは、争われない事実です。

衣類が知らず知らずの間に国民の健康に及ぼす影響は、見のがすことができません。胸高な帯のしめ方や厚着の幣などが問題とされるのは、そのためです。しかし、長い歴史のあるわが国の衣類は、気候の変化に富み、湿度の高い風土や、建築の様式に応じて、おのづから保健にも

かなうようにできています。そのゆるやかな構成は、暑い時には風通しがよく、寒い時には重ね着をするのに適しています。

ゆるやかな衣類は快いくつろぎを与えますが働く時には能率をさまたげることがないとは限りません。国民が力の限り働き抜こうとしている今の時代には、衣類は、できるだけ能率的で且つ使用の範囲の広いものが要求されます。男子の国民服や女子の標準服などは、この点も考えて制定されたものです。

国の経済の上からいうと、衣類の消費節約は、決戦下の今日、殊に戦力の増強と重大な関係があります。それで国としても、衣類材料の規格を定めたり、品物によって製造を制限したり、配給を計画的にしたり、いろいろな方策が、次々と実現されています。私どもは、この国策に副う上からいっても、質実・簡素でくり廻しの上手なよい伝統をうけ継いで、わが国の家の主婦たり、母たる道を身につけなければなりません。

二 衣類の材料

衣類に使う織物は、綿・絹・麻・毛及び人絹・スフ等で、繊維により、織り方によって、それぞれ性能が違います。綿織物が実用向きなのは、その丈夫なことなどのためです。絹物はその優雅な光沢のために、晴れ着に愛用されます。麻布ははだざわりなどが夏着として好ましく、毛織物は保温性に富むので冬着に向きます。人絹は絹に似せて作られ、最近その品質はいちじるしく向上しました。スフは綿のように紡績され、丈夫さやはだざわりも次第に改善されています。私どもは、これらの特性を心得て、衣類の目的に従い、それぞれその向き向きに使わなければなりません。

衣類の大切な目的は保健・衛生であります。そのためには、衣料の保温性・通気性・吸湿性等に注意を要します。次に容儀を整えるためには、男女により、年齢などに応じて、柄を選ぶことも大切です。経済上実用を主として地質や染色を選ぶことは、一層大切な心がけです。一回の洗濯で弱ってしまうような地質や、すぐに

あせるような染色は、真によいものとはいえません。そんな品物が店頭に現れるのは、国民精神が重厚と堅実を欠いた証拠だともいえるでしょう。

とはいえ、どんな衣料も、自然の恵み、諸人の労苦のおかげですから、その物としての働きを十分に全うさせなければなりません。たとえ粗末な品物でも、だいじに取り扱われているのは、見るからに清く、気持のよいものであります。